

14.5

77

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 5/10 1 2 3 4 5

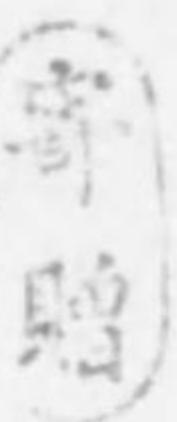
始



調査資料

昭和元年二月

第一卷 第五號



(以印刷代謄寫)
禁無斷轉載

紐育の第三次地下線建設工事(二) (一)

リヴァーブール市營電車の現状 (四)

新ベルリン交通法 (三)

雑報 (七〇)

ロンドン府營電車の改善—ベルリンの乗合自動車—桑港市營電車
營業狀態

東京市電氣局庶務課調査掛

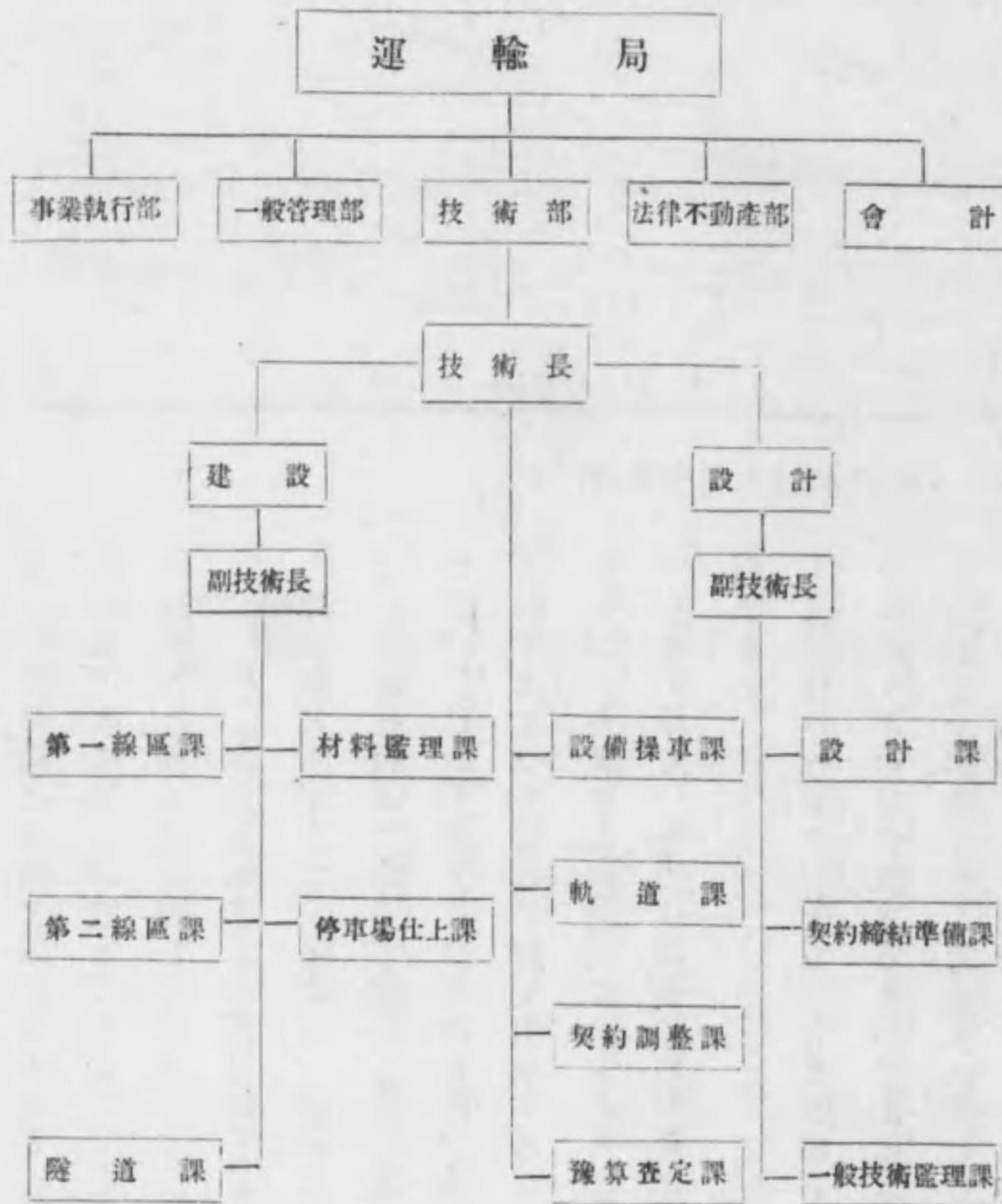
紐育の第二次地下線建設工事（その二）

はしがき

左に譯載するものは、紐育第三次地下線、第一期工事の状況を記述せるものであるが、各項毎にその記述者を異にしてゐるため、全體としては、やゝ統一を缺く感がある。然し、實際の工事状況を知る上には、どうしても、これ丈の智識が必要であらうと思ふので煩瑣にわたるをいはず、茲に譯載することとした。此の分では、工事の進捗につれ、その状況を報告する記事が、引續き Engineering News Record 誌上に載せらることであらう。それは、その都度、本調査資料に譯載して行きたいと思ふ。

目次

- 一 工事の監督と工事請負契約の一斑
- 二 第一期工事の工事状況一般(1)
- 三 第一期工事の工事状況一般(2)
- 四 根據工事に関する諸問題



三

一 工事の監督と工事請負契約の一班

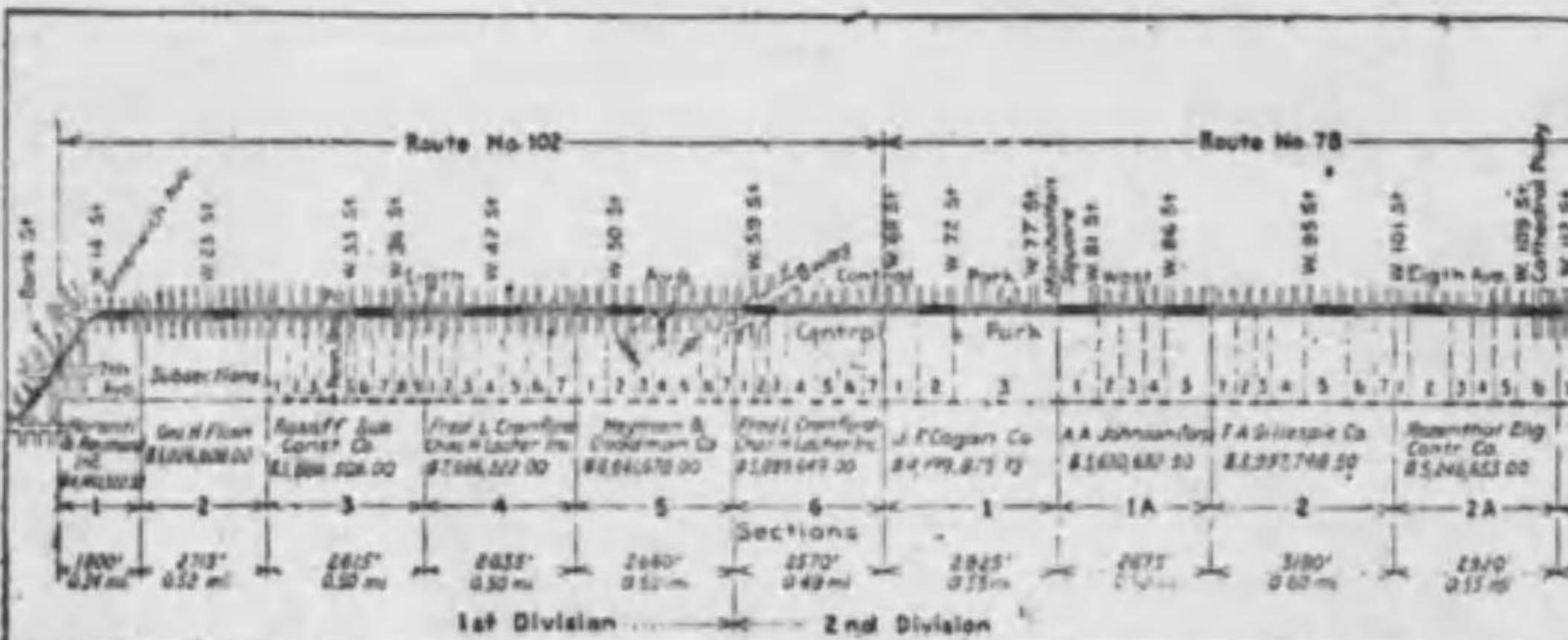
(E. N-R. July 22, 1926)

二

ニューヨーク市の第三次地下線第一期工事として、目下盛に工事の行はれてゐるのは、エイツ・ア・ゲニューワシントン・ハイツ線である。此の線は、グキンキッチ通(第七通と第十一街との角あたり)から發し、第二百十二街に至るものである。その工事は、數線區に別たれて行はれてゐるが、各工事の請負人及び請負金額其他は、左圖に明かである、之を詳しく述べ、本線の工事は、廿二の契約に分割されてゐるのである。そして此等の契約は十五の請負人に請負はされてゐる。契約總額は九千四百五十七萬八千二百五十九弗で、一請負人の契約最高額は、千三百五十五萬五千八百七十一弗である。契約額千萬弗以上に及ぶものは、此の他にも三請負會社がある。二の特別線區請負額(双方を合して三十六萬八千四百五十六弗)を除外すれば、各線區の請負契約額は、平均四百七十一萬四百九十九弗に達する、路線一哩當りの平均請負契約額は、九百四萬千八百九十九弗である。

以上に掲げた請負契約額は、軌道(軌條、枕木並に砂利)敷設費と停車場仕上費とを除いた建設費である。

今次地下線建設工事は、ニューヨーク市運輸局の建設課で行つてゐる。然し實際の工事に際しては、

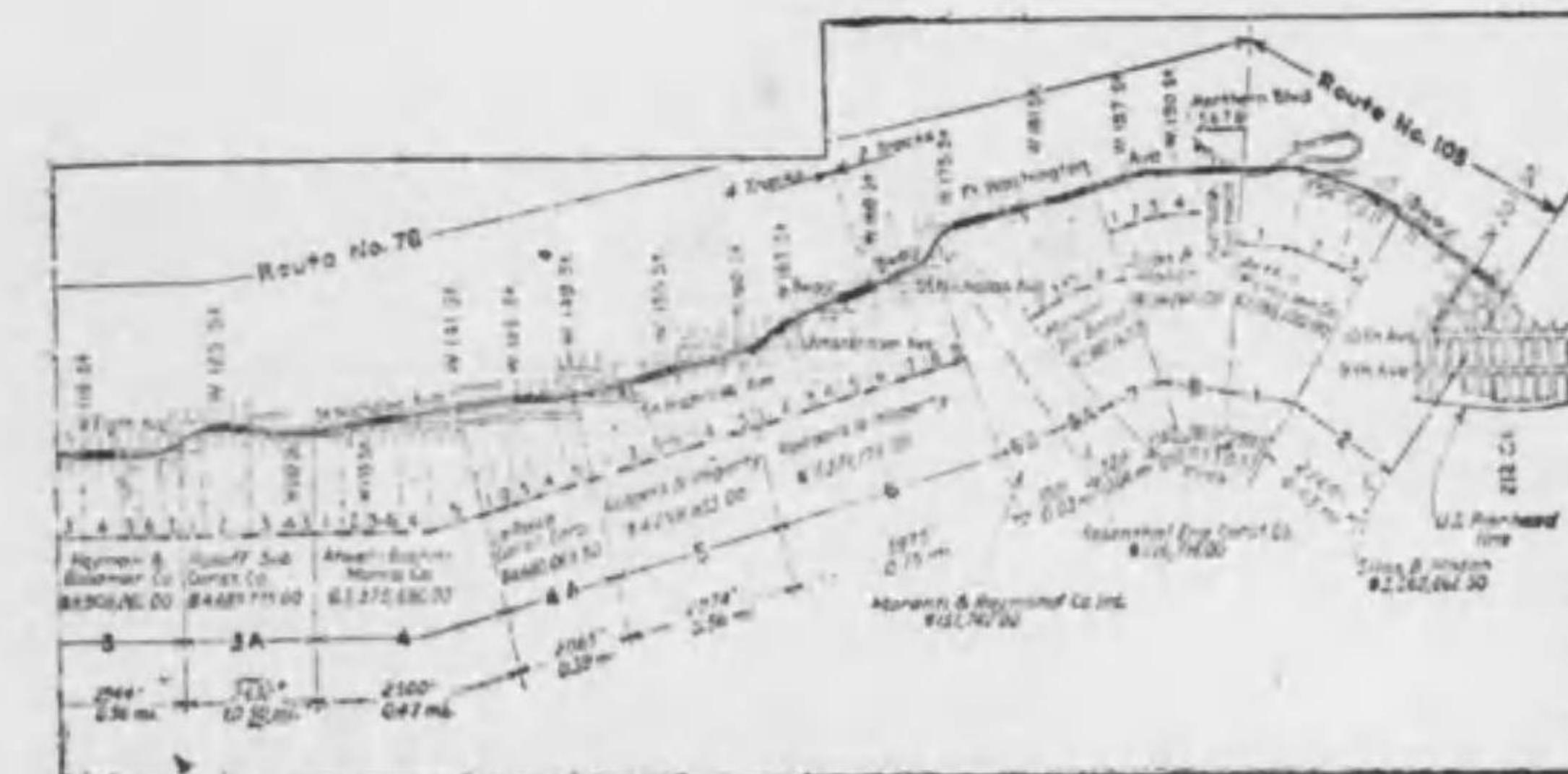


第一圖 エイツ・アヴェニュー——ワシン

を及ぼさぬことを綱領として居る。然し乍ら、今次の地下線の如きは、偉大なる都市開発事業であるから、幾分の不便や邪魔を與へても、それは寧ろ市民の方で忍ぶべきであらう。建設工事の速成を期し、且つ経費を節減する上に於て、動力設備をなす必要があつた。そこで、建設工事の當初に當り、先づ路面を切り開いて、之を設置すべき場所をつくらねばならなかつた。これが爲め、市民の蒙る迷惑は、決して些少ではない。

今次の地下線は斯の如く、市民に對し直接影響を與ふるものであるから、その建設監督に當つてゐる運輸局の任務も亦重大なりと云はねばならぬ。

以下、今次の地下線に於ては、街路交通を中止せぬ爲に、果して如何なる手段が採られたか、又生命と財産とを保全する爲に、果して如何なる方策が取られたかを述べることゝやう。



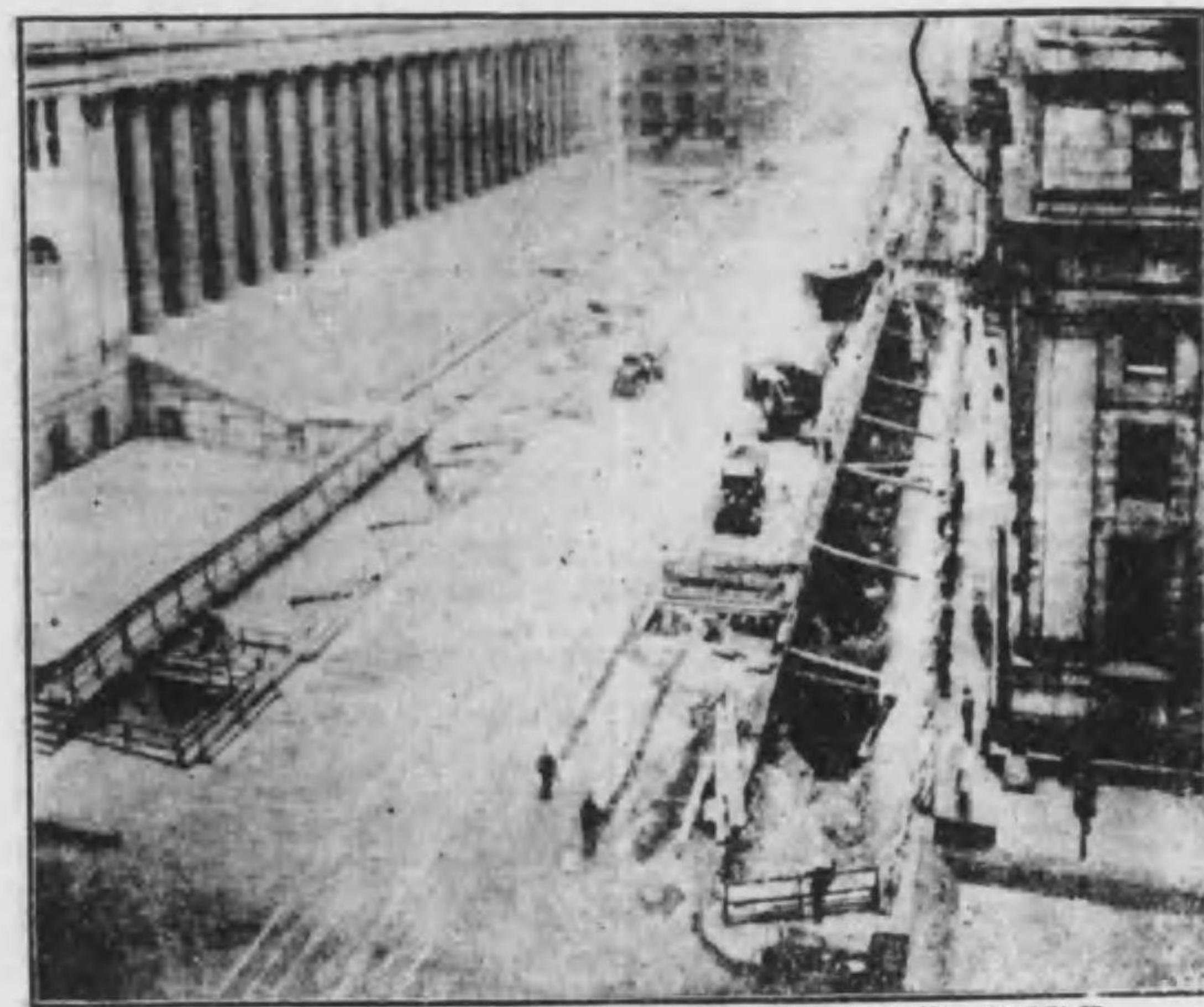
トン・ハイツ線の工事請負人及び請負金額

註 本調査資料第七卷第四號所載紐育の第三次地下線建設工事参照
絶えず設計課と連絡を保つて居ること勿論である。運輸局の組織は、前に述べた通りであるが、その技術部の組織を詳細に示すると第一表の如くである。

四

此の表にも示してある如く、直接に建設工事の管理に當るものは副技術長である、彼の下には數課の技師がある、現在では、これは五課となつてゐるが、將來は必要に應じて増せるやうになつて居る。課を主裁するものは、その専任技師であるが、各課は更に數掛に別たれてゐる。各掛には夫々主任の技師が居る。各掛は請負契約の數に應じて、適宜増加して行かれる。

運輸局の技師は、全て、今次の地下線建設に就いては、ニューヨーク市を代表するものである。此の點から云へば、公益と云ふことが最もよく考慮され得るであらう。實際の工事に際しては、路面交通を妨害せぬこと、並に沿線居住民に迷惑



第二圖 ペンシルヴァニア停車場(左)と中央郵便局(右)間の屋甲状態

街路交通の保持

六

第一に街路の交通を保持するとせぬとは、重大問題である。此の點に關し仕様書に記された所を抄譯すれば次の如くである。

四七 地下線建設工事中に於ては、交通に對する妨害を削減するものとなすべし。然し乍ら、工事請負人は、屋甲街路の使用を、左の如く制限するを得。即ち、一車軸の荷重（活重死重を合して）十噸を超える車輛に限り、屋甲街路を使用せしむと云ふが如き制限をなすを得。尚、工事請負人は屋甲街路に加はる活重を、平方呎當り三百ポンドに限るを得べし。かかる場合に於ては、公衆が屋甲街路に右制限外の荷重を誤つて

加ふることのなきやう、適當なる警戒掲示を出すべし。之に要する経費は、工事請負人の負擔とす。街路の屋甲作業、並に街路の支持作業は、之をなす前に、技師の審査を經べきなり。掘鑿工事の行はれて居ると否とに拘らず、屋甲箇所には、照明装置を施し、屋甲支持装置を自由に検査し得るやうすべし。尚必要ならば屋甲支持装置の下には、廻廊を設け、検査を容易にすべし。

四九 街路の交叉地點は、常に街路交渉の爲めに、開き置くべし。但し此の地點に、工事用の豎坑若くは斜道が設けられてゐる場合は別なりとす。

工事の都合により、街路の屋甲が一部分取除かれる場合に於ては、その箇所に、適當な垣若くは橋を設くべし。此の際設くべき垣は、高さ四呎以上であり、之には二乃至三の横木を備ふるべきなり。尚又その地域の状況に應じ、適當なる保安装置をなすべし。

工事請負人は、交叉地點に於ける歩道を、常に清掃なる状態に保ち、溝や凹所の上には橋をかくべし。之に要する経費は、工事請負人の負擔とす。

五〇 技師は、右の規定が正しく守られて居るや否やを、嚴密に検査すべし。右の規定に反したることは、少しも假借せず。

街路の切開きは、技師が工事上必要と認めたる場合に限り、一時的に許可される。街路を材料置場として使用することも、唯、一時的に許される丈である。豎坑や斜道の位置並に箇數、事務所其他建物の位置並に箇數は皆、等しく、技師の認容を経た上で、決せられる。街路交通の妨害となるが如き工事は一切行はれぬ筈になつて居る。尤も必要止むを得ざる場合には、技師の判断により、一時に許可されることもある。



第四圖 第四十街から見たる第八通南の工事状況

被護すべし。むき出しになつた、上水本管や家内給水管は、その給水を減ぜぬため、且又此等管内での水の凝結を防ぐため、適當なる絶縁被覆をほどこすべき。而して、此等の絶縁被覆を一層效果あらしむるため、必要であるならば更に之を耐水包覆、或は蔵匿すべし。

地下線建設工事と接觸する、一切の地上、地下、架空構造物併に其の從屬物は、被害を蒙らざるやう適當なる庇護をなすべし。且又、工事請負人は、此等一切の構造物併に從屬物を、工事前の状態に、復舊する義務を有す。

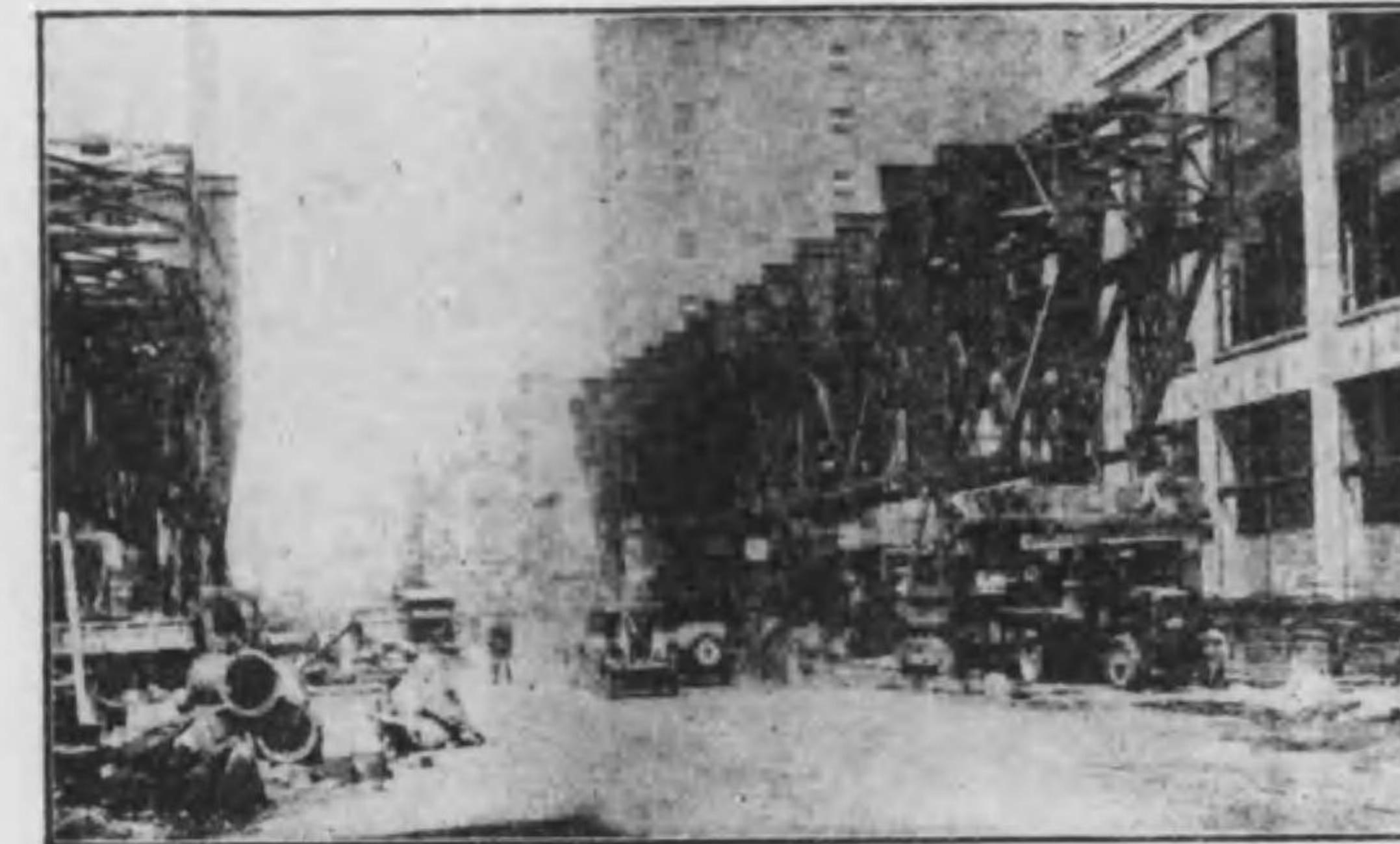
以上の諸規定は、維持に關する問題である。従つて、何らかの導管が、地下鉄道によつて、事實上妨害を受け、全然、新らしく設置する必要を生じた場合の如きは、本規定外の問題である。これは、建設工事の一部と看做し、その部の仕様書に規定されて居る。



第三圖 第卅五街から見たる第八通南の屋甲作業

八 街路下の構造物、例へば上水管、瓦斯管、下水道、電纜渠の如きものは、一切、中斷妨害することを許されない。此の點に關する仕様書を抄譯すれば次の如くである。

五八 工事請負人は、常に、適當なる橋梁若くは支持を用ひて、地上、地下並に架空の構造及び其の從屬物を、日常と何等異なる所なく使用せしめ、此等構造物所有者に對し、正當なる満足を與ふべし。此等構造物を平常通り使用せしむる爲め、若し必要であるならば、工事請負人は、此等の構造物を一時的に取り除き、之を再設すべし。尙又、上水管や瓦斯管或は其他の上に屋甲^{デッキング}が設けられてゐる場合には、火急の場合に備ふるため、此等の本管の^{ラック}舞^{ラルフ}或は門^{ゲート}への近寄として屋甲^{デッキング}の中に上戸^{ドア}・トランプ^{ドア}を設備すべし。



第五圖 電氣運搬裝置

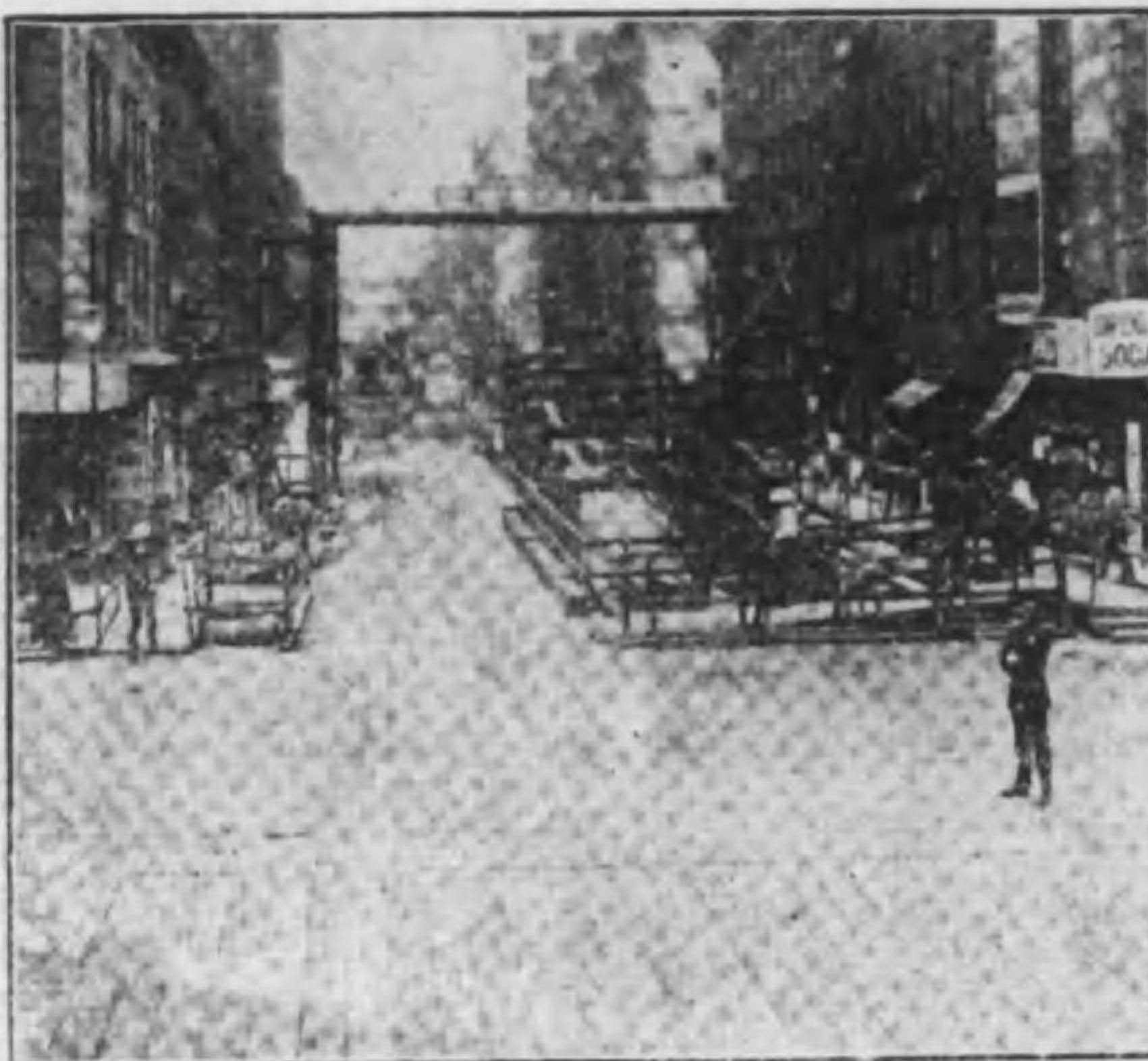
建物の維持

一〇

地下鐵道の掘鑿が、相當の深さの所で行はれるため、近接家屋の基礎を危くする場合には、根繼(アンダーピニンガ)をなさねばならぬ。此の點に就いては、別項に於て述べるつもりであるが、仕様書によれば、根繼(アンダーピニンガ)は次の如く定義されてゐる。

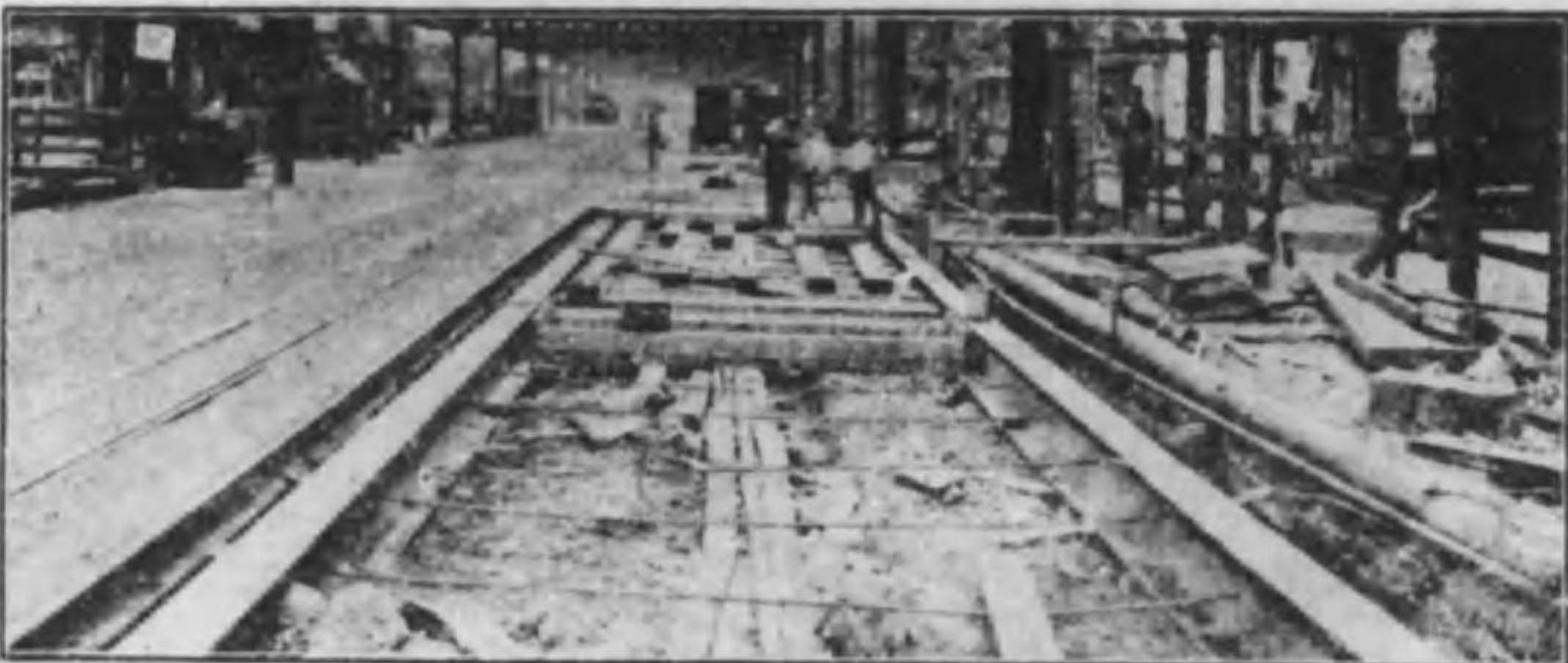
六六 根繼(アンダーピニンガ)とは、建物の基礎荷重を、根繼構造により、更に下(ローワー)面に移して、建物の保全をなし、近接土地並に地下鐵道構造が不當なる機壓力を受けぬやうにすることを云ふ。**根繼搬(アンダーピニンガ)**は、各建物別に設けられた、安全且つ永久的な支柱たるべし。工事契約請負人は、適宜なる根繼方法により、所要の結果を齎すやう努めべし。

事故防止



第六圖 第卅六街から見たる第八通西の屋甲狀況

地下線建設の際、公衆が不慮の事故を受くることがないとは云へない。例へば、雑沓劇しき地域に於て、その街路を切り開く際、若くは材料を運搬したり、或は機械を運轉する際には、やゝもすれば、偶發事故が起り易いのである。契約請負人は、かかる偶發事故の起らざるやう適當なる事故防止策を講ぜねばならぬ。これは、契約請負人の責任とせられてゐる所であるが、その方策に到つては、技師の要求に副うたものでなければならぬ。事故防止策の若干は先に引用した仕様書にも見えてゐるが、其他のもの例へば、開鑿工事や材料運搬に伴う事故の防止策に就いては、その規定も極めて多く、到底、茲に逐次引用することは出來ない。一言にして云へば、事故の起り得る可能性のあることに對しては、全て、夫



第七圖 街路屋甲の状況

も發達して來たので、第三次地下線に於ては、その建設方法を變ゆる必要を生じたのである。今二重契約による地下線建設以後に於て機械機具がどれ丈發達したかを一例をあげて示せば、次の如くである。第一に地下窖、地下室、併に基底の掘鑿方法が、著しく變化したことである。第二には、動臂起重機、掬揚器併に馬引車が、動力ショベル、動力車、併に斜道に代へられたことである。殊にスモー・クロワア・トラクション・ショベルの使用に就いては、著しき進歩を見せ、又動力放下車の如きは、驚くべき改良が加へられて居る。此の動力放下車は、自重六噸位であるが、約五立方呎の掘鑿土を載せて、一五%の勾配を容易く上ることが出来る。クロワール・ショベルの動きが自由自在のことや、動力車の備裝が自在に出来る事は、從來掘鑿の困難とせられた場所をも、容易く掘鑿させ得るやうにし、一の記録を残すに至つて居る。

建設設計

々適當な防止策が講ぜられねばならぬのである。
事故發生を誘起するやうなことは、全て、出來る限り除去することに努められてゐる、例へば、次の如き規定がある。

街路の屋甲、鋪裝工事、其他一般の地上工事の如き、街路交通の妨害となるものは、街路交通に最小の妨害を與ふべき時間内に遂行さるべき。夜業は、技師の指令によつて行ひ、近接家屋居住者に對し成るべく迷惑を與へざるやう努めるべし。

技師は、自己の判断により、不當と認めたる場合に於ては、夜業を中止することを得べし。

工事契約請負人は、出來る丈騒音の少き機械用ひざるべからず。起重機並に壓力工場は、全て、電力によつて運轉すべし。但し、特に、許可せる場合は例外とす。聯動機によつて運轉される機械を用ふる際には、出來る丈騒音の少ない聯動機を使用すべし。

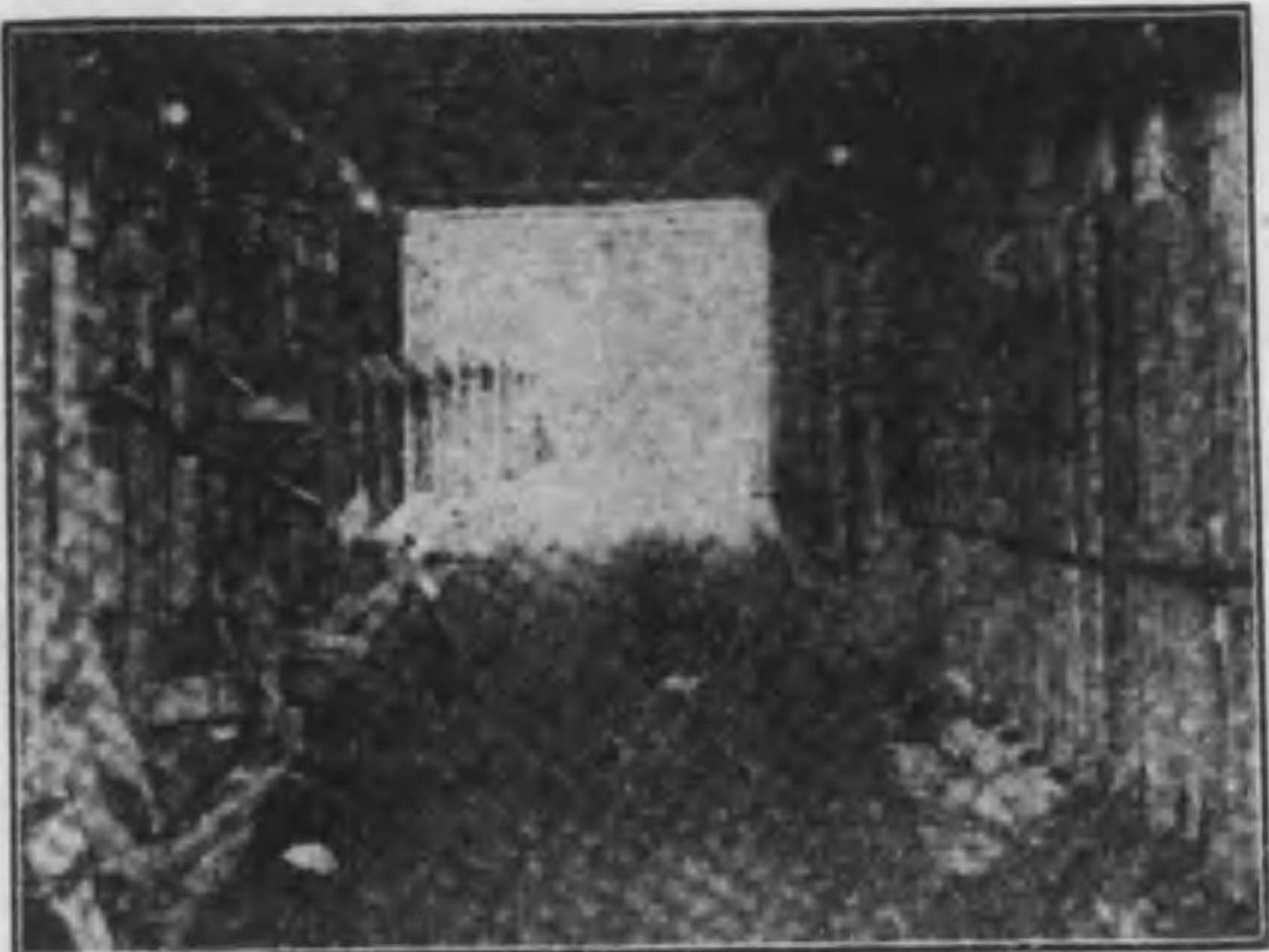
二 第一期工事の工事状況一般 (一)

本篇は、ラザラス・ホワイト氏の觀たる第一期工事の状況である。(E. N. R. Aug. 5, 1925)

第八通路線は、前述の如く、第三次地下線の第一期工事として、目下著々工事が進められて居るが、此の工事を請負ひたる契約者の著しく痛感する所は、次の事である。

先に二重契約による地下線工事が完成して以來(一九二〇年)、經濟事情も著しく變化したし、機械

第三次地下線に於ては、蒸気ショベル、若くはガソリン・ショベルを地下で用ふるのは不適當であることを認めたので、氣動ショベルか、或は電動ショベルを用ふることとなつた。種々精密なる比較研究を遂げた上、遂に電動ショベルを用ふることに決した。それは、此の方が、遙かに經濟的であるし、尙又その取扱が至極自在であるからであつた。



第八圖 斜道
今、茲で、問題とするのは、第八通路線の第七十八線區であるが、これは、全長三千呎で、第百十四街と第百廿街とに斜道を設け、全體を四の部分に別つて居る。第八圖に示した斜道は、百分の一五程の勾配に造られたもので、地下線の角壠^{ブリズム}に直角をなし、地下線と上下交叉をなして居る。右二の斜道は、地下線建設工事にとつて、極めて有效であることが解つた。此等の斜道は、動臂起重機や汚物倉を用ふる架空構臺よりも、近所迷惑となる

理由からして、一時に、四軌道分の掘鑿を行ふ必要があつたので、問題は、益々複雑して來たのであつた。

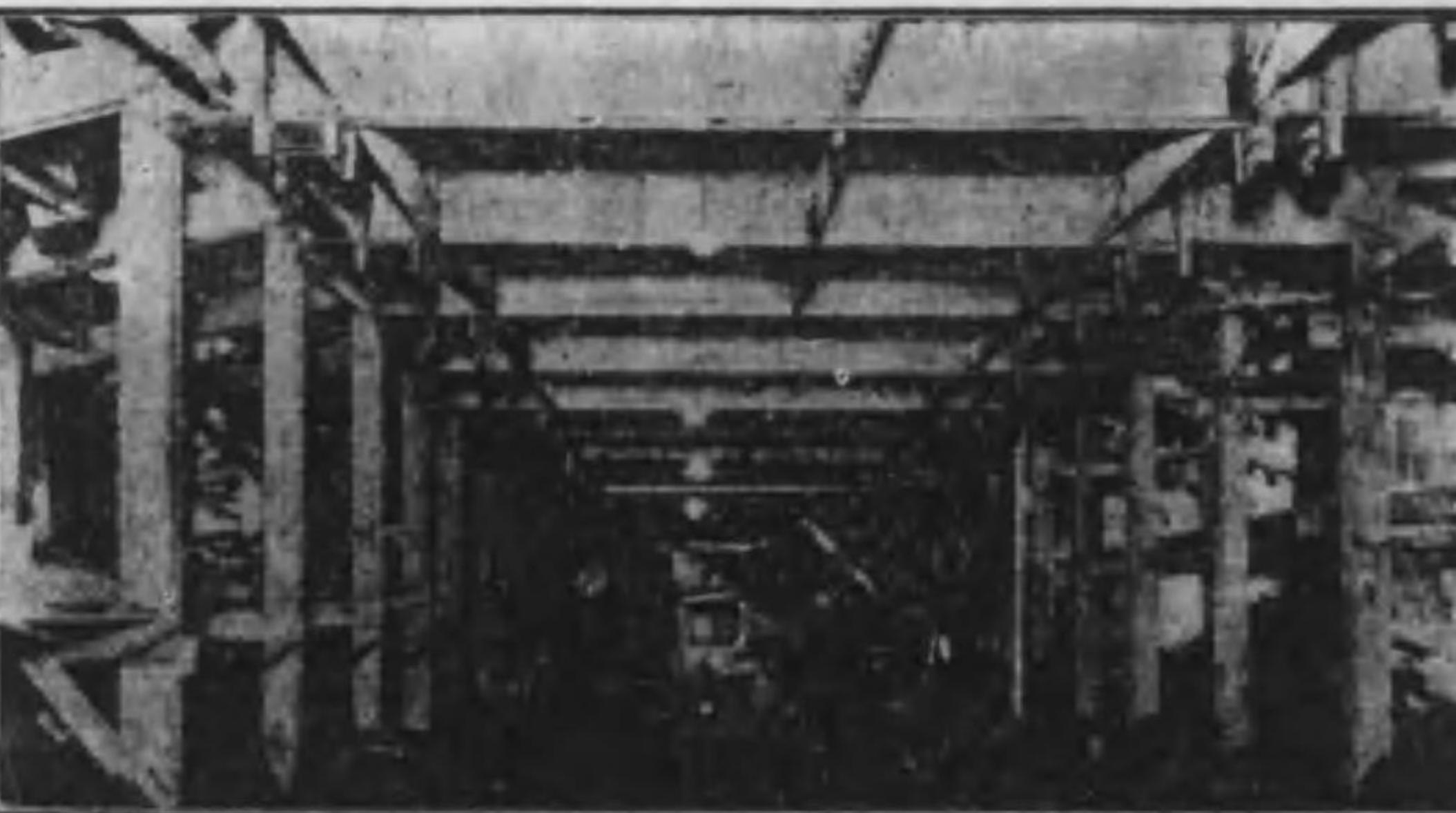
所少ないものである。

さて、愈々、斜道を用ふることに決したが、次に問題となつたのは、街路面や電車軌道を適當に支持して、ショベルや運搬車を地下で自由に用ひ得るやうにすることであつた。然し、これは頗る解決の困難な問題であつた。と云ふのは、單に、此等のものを支持する丈では充分でなかつたからである。即ち、既設地下線の二軌道や、數多の地下道（例へば電話線や電纜等の地下道）や、諸種の導管や街路を適當に支持した上、高架線の根継^{アンダーピニンク}をも行ふ必要があつたからである。それに、經濟上の理由からして、一時に、四軌道分の掘鑿を行ふ必要があつたので、問題は、益々複雑して來たのであつた。

路上構造の支持

第九圖に明かなやうに、主要な支持部材は、路面電車の軌道と歩道の縁石とに平行して設置された四個のI形^{ロングチャーチナル・アイビーム}縱^{ラング}桁である。此等の縱桁は、六時×十二時の横材^{クロスチーク}と鋸釘^{タイボルト}によつて、對に結構された。横材は縱桁の下方突緣に据えられ、鋸釘は、縱桁の中間に用ひられた。

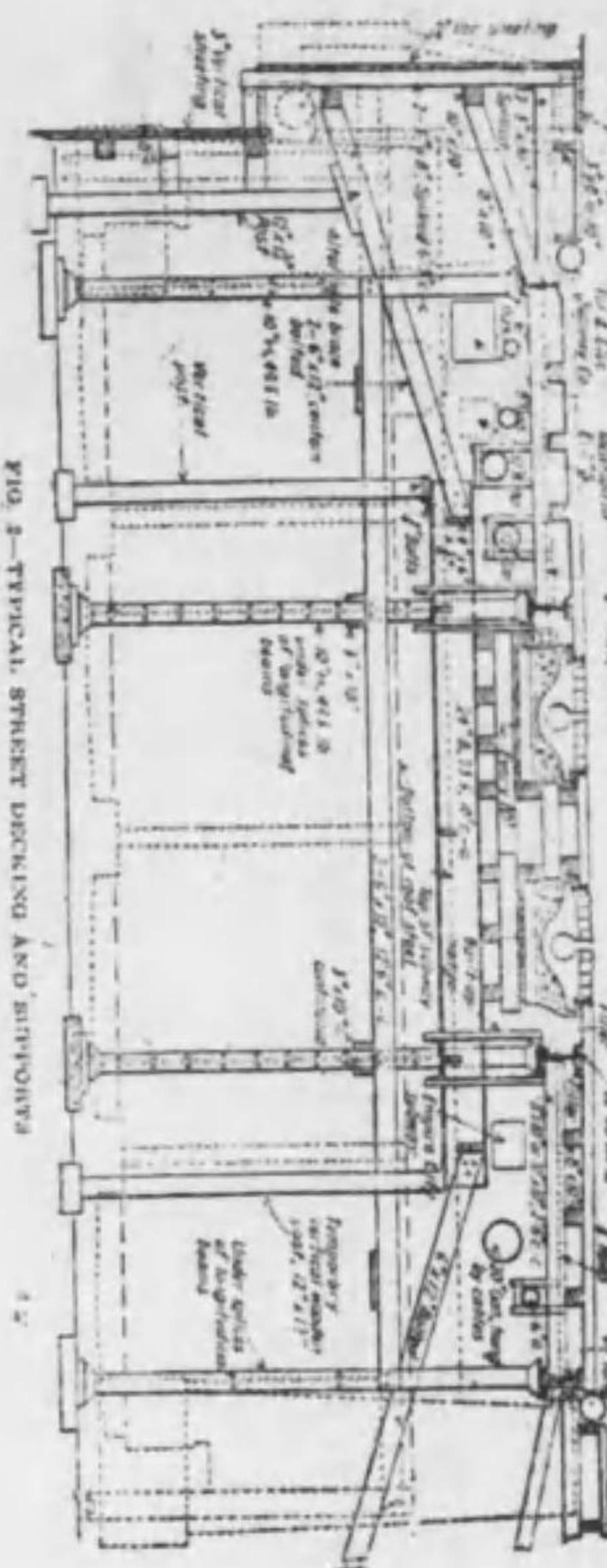
此等の横桁は、支柱^{ポスト}によつて、隧道基底で支へられて居る。尙此等の横桁と支柱との接目は、L鐵^{エル}



第十圖 地下結構基定に於ける支保工と掘削

掘鑿方法

本掘鑿を行ふに先立ち、高架鐵道支柱の根^{アンダーピニンガ}を容易にする爲め、一番外側の桁と地下鐵道の外側^{アウトサイド}との間に溝^{トレンチ}を掘鑿した。此の溝^{トレンチ}は、普通深さ十二呎位にせられた。但し、高架鐵道支柱^{コラム}の所では、支柱の基底^{ベース}まで達する溝^{トレンチ}が掘られ、此の溝^{トレンチ}の外部板構^{アウター・シーチング}は、綾構^{ブリース}によつて、外側横桁^{アウトドア・ビーム}に支えられて居る。此の綾構材の内、上方に在るもののは平綾^{ホリゾンタル・ブリース}構材で、下方にあるものは斜綾構材である。上方の平綾構材は極めて重要な役目をなすものである。と云ふのは、此の平綾構材があれば一方に於ては、路面電車の軌道の定位を崩さぬやうに出来るし、他方に於ては、別に他の綾構材を用ひなくとも可成り深い所まで掘鑿出来るからである。尙溝^{トレンチ}の屋甲^{デッキ}を補強する爲め、内側横桁と電車軌道の混凝土床との間に假^{プロ}支材^{ツタヤシケ}を造つた。



第九圖 典型的街路屋甲之支保工

によつて補強されて居るので、支柱の附近で、ショベルを用ひても、直に支柱が桁をはずれるやうなことはない。但し外側の横桁に於ては、L鐵を用ひず、十呎置きに立てられた支柱へ、じかに支へられてゐる。右の如くして、造つた結構の上に、六吋の屋甲が据えられた。縦桁は、出来る丈、街路面に接して

次に、路上の二軌道を支持し、電動ショベルの作業余地をつくるため、ショベルを用ふるに先立つて導坑ハッヂングをつくり、此の導坑内に十呎置きに横トランスペース・ビーム桁を設置した。

ショベルを、隧道基底で働かして、一區割を全部を掘鑿して行つた。但し、兩側には、犬走を故意に残して置いた。これは、板構材を出来る丈節約しやうとする爲めであつた。此の犬走は、幅約十二呎高さ十二呎である。電車の軌道を支持する横桁の端は、斜支柱によつて、圍木に綾構せられた。斜支柱は、二個の六時×十二時材より成つてゐる。此等二個の材は、互に錐針され、尙又横桁の端へも錐針せられてゐる。横桁には二個のL鐵材が定着されてゐるが、これは斜支柱の臺となるものである。

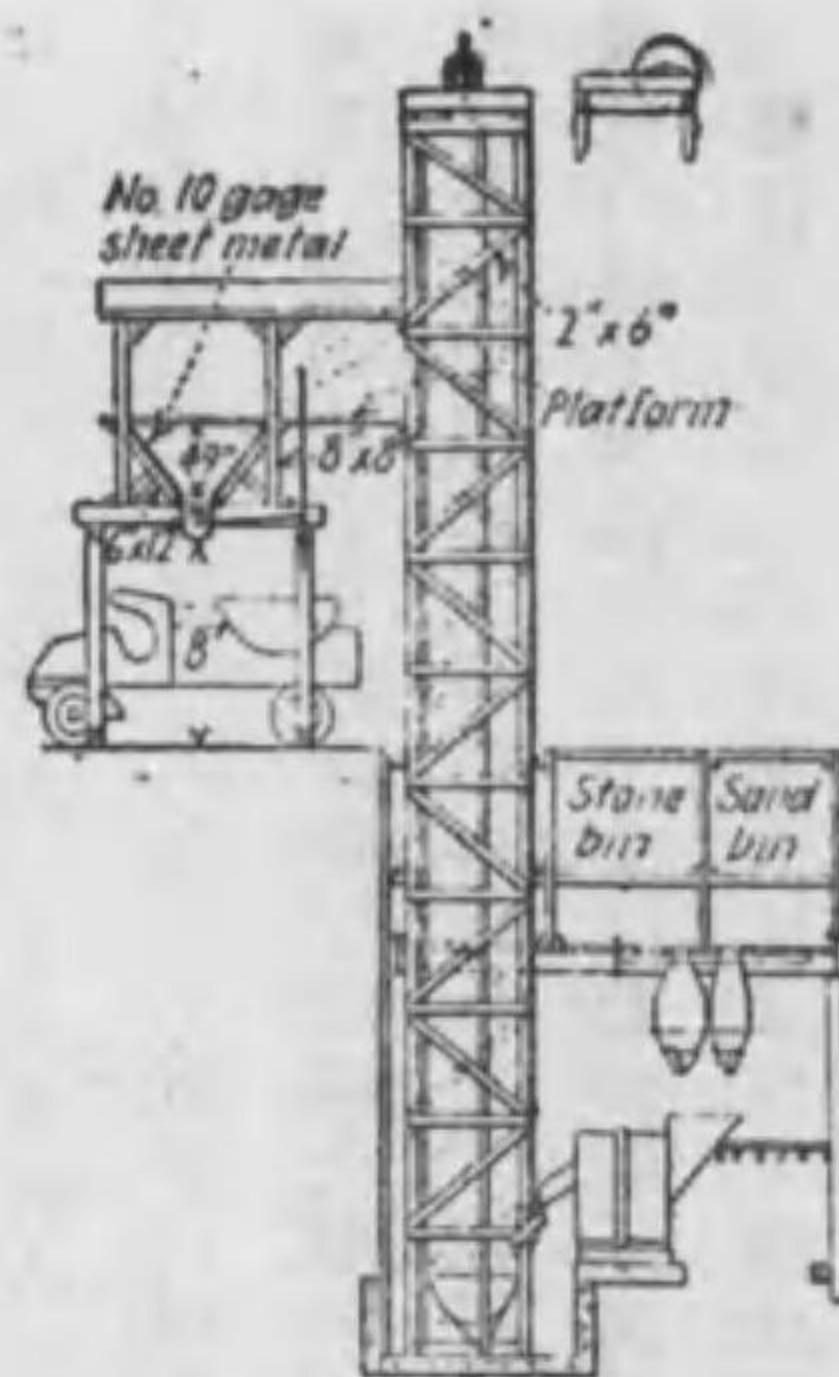
ショベルによる掘鑿作業は、一日二交替即ち十二時間労働を最大限度とし四ショベルが一時に働かされてゐる。一ヶ月の最大掘鑿量は、約三萬立方呎である。但し、此の場合に於ては、貨物自動車約卅臺が用ひられた。掘鑿土壤は第百四街北方の河邊車道で處理された。かくして、導坑を掘鑿して了つた後、その兩側に残されてゐる犬走を堀り取つて了ふのであるが、それには、ショベル、或は移動帶運搬器が用ひられた。ショベルは、岩石層を掘るに適し、移動帶運搬器は砂礫層を掘るに適してゐることが知られた。犬走を掘り取つた後、隧道基底には、板構を添加した。普通、これは堅板構であり、圍木によつて支持されてゐる。一方、此の圍木は、短支柱によつて支持されてゐる。短支柱は、主要綾構材の下に在る中間支柱まで延びて居るものである。

註、第二圖中に Alternate brace として示されてゐるもの。

扱て、次には掘鑿作業を隧道基底にまで及ぼして行つたのであるが、此の際に於ける基底の壓力は、決して著しきものではなかつた。唯、上方の綾構材、殊に最上方の綾構材にかかる壓力が増した丈であつた。これは、決して不測事でなく、豫期してゐたことであつた。此等の綾構材にかかる壓力は、此の方面の仕事に經驗のある技師が既に算定して置いた所であつた。又前述した如き特殊の支保工を施したもの、全くこれが爲めであつた。かくしてこそ、始めて、地下鐵道の工事も自由に行ひ得たと云ひ得やうと思ふ。若し、此の際、普通の支保工方法を用ひたならば、ショベルや貨物自動車の使用は、不可能とはならぬ迄も、著しく妨害されたであらう。尙又、此の特殊な支保工を用ひたらこそ、あの長くて重いH形桁材が容易く支保工されたのであつた。その結果、工事請負人は、從來の地下鐵道建設工事に於ては思ひも及ばなかつた程の自由さで、工事を進めることができたのであつた。

混凝土工場

今次地下鐵道工事に於ては、今一つの新らしい試みが行はれてゐる。それは、混凝土混合工場を設けたことである。これは、第十一圖、並に第十二圖に表されてゐる。此の混凝工場は、道路建設の際に用ひられる形式によつたものである。此の工場は、完全に外を覆はれてゐる。それは、どんな天候の日で



第十二圖 混凝土混合機

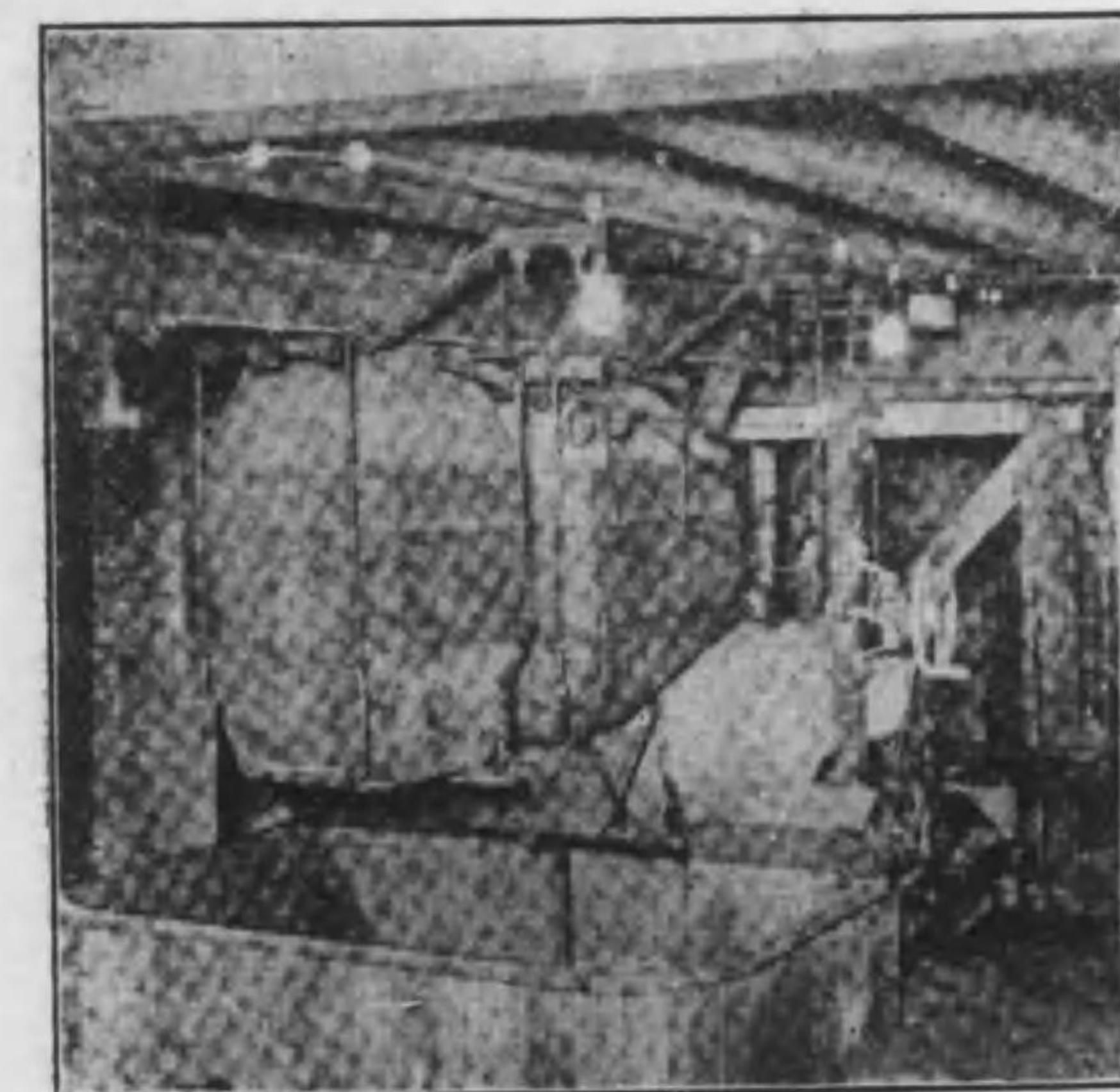
のうち、一方の電動機が、主要なもので、これは機関の上に設置されてゐる。他方の電動機は、クラウディングモーターで、弦材の上に設置されてゐる。此の弦材は、特別に短い鑄鐵で造られてゐる。此等のショベルは、ガソリン・ショベルともなし得るやうに出来て居る。尚、此等のショベルには、特殊の弦材が備へられてゐるので、起重機の用をもなすのである。ショベルによる作業は、幅約卅呎、高さ十三呎の有效面積内で、自由に行はれることになつてゐる。

かうした掘鑿工事に於ては、小形起重機を、掘鑿溝に用ひたりすれば、非常に利益が多い。

三 第一期工事の工事状況一般 (二)

本篇は、技術 レオ・エム・チャーチ氏の觀たる第一期工事の状況である。E.M.C. Oct. 7, 1925.)

此の線區の建設工事に於て、特に目立つて居ることは、掘鑿工事をなすに、動力ショベルを用ひ、



第十一圖 斗漏量計斗

も作業を行へるやうにした爲めである。倉函は、蒸氣を以て、加熱した。此の蒸氣は、撒油汽罐によつて、造られた。此の撒油即ち重油を汽罐に吹きつける方法は、極めて良好な結果を齎らしたのである。混凝土の運搬は三臺の貨物自動車によつて行つた。此の貨物自動車は輶機を有し、その容量は一・五立方碼であつた。昨冬中の最も天候の悪つた日、即ち一呎ほどの降雪のあつた日に於てすら、此の混凝土工場は、二百回の混凝土打ちを行つてゐるのである。以つて、その成績が、いかに良好であつたかを知ることが出來やう。此の工場にはバットラー式計量漏斗が備へられた。此は、混凝土混合作用を極めて容易且つ正確にした。混凝土の型板は、普通の地下鐵道工事に用ひられたショベルは、ピュサイラス 20-B型であつた。此等のショベルは二個の電動機によつて動かされた。此

掘鑿土壤を搬出するに貨物自動車を用ひた點である。然も、此の貨物自動車は掘鑿作業の現場へ、寄付けて、其處から直接に土壤を搬出したのであつた。従つて動力シヨベルや貨物自動車を自由に用ふるため、地下には有效使用空積^{カラナス・スペース}を設くる必要があつた。これは、掘鑿面を支保工^{ディーリング}することによつて、得ることが出来た。尙、掘鑿土壤を搬出するには、別に豎坑をつくらず、斜道を設けて、そこらから搬出した。

此の線區に於て地下鐵道の構造を設置する爲め、必要であつた掘鑿は、長さ二千六百四十呎、幅六十呎乃至九十呎、深さ廿五呎乃至卅五呎であつた。そこで、多くの場合に於ては、建物の所まで掘り上ぐる必要があつた。又所々に於ては、建物の下、又は建物基礎の下まで掘り下げねばならなかつた。此の線區の北端、約一千八百呎の區間に於ては、その西側の街路面の所が、岩石層であつた。そして、此の岩石層は、其處から次第に傾斜し街路の東側に於ては、掘鑿深の半ばあたりの所まで下つてゐた。此の岩石層の上は、土壤と軟岩石とである。尙此の線區の南端は、土壤、軟岩石、硬岩石で此の中に於て、掘鑿工事が行はれた。掘鑿見積量は、岩石十二萬立方碼、其他十五萬立方碼である。此の線區の地下構造に要する混凝土は三萬五千立方碼で尙鋼鐵材五千噸を要する筈である。

建設工事は、次の順次によつて行はれた。(一) 瓦斯本管を側路へ逸らすこと、(二) 建物の根繼を行ふこと、(三) 街路の半ばづづを、切り開き、且つ之を屋甲すること、(四) 斜道を造ること、(五) 掘鑿

を行ふこと、(六) 軌道床板と支柱礎段を混凝土で詰めること、(七) 鋼結構の組立、(九) 街路構造の荷重を、耐久鋼支柱に移して後、天井を混凝土すること、(一〇) 水密工をなし、混凝土で庇護をつくり、盛つ裏填をなすこと、(一一) 地下諸給管並に構造の復舊、(一二) 街路の再鋪装。

瓦斯管の側逸工事と建物の根繼工事

地下鐵道の建設工事に於ては、事實上、街路を占用して了ふので、勢ひ街路上の諸構造や交通や諸給水管を適宜處理しなくてはならなかつた。即ち、凡ての建物は根繼しなければならなかつたし、街路の兩側に沿うてゐる建物の表段は之を除去したり又は支保したりする必要があつた。尙瓦斯管や上水管は適宜位置を代へねばならなかつたし、下水道は一時枝溝によつて處理し、電纜や藉氣管は保持しなければならなかつた。地下に於ける支保工と關聯して、多くの渠が假設された。それは、支保工を示す、第十六圖並に第十七圖に明かである。然し、瓦斯管のみは、之を地上、若くは架空へ側路して處理した。これが爲め、第十三圖に示したやうな特獨の構造をなすやうになつたのである。第百廿八街の北方に於ては、三個の瓦斯本管が十二吋の下水鐵管に集一せられ、セント・ニコラス區の東側縁石に沿うて假設せられた。そして、此の大通を第百廿七街の交叉地點で横断させる際には、四十八吋の鐵管が用ひられた。此の鐵管は、架空に架設せられてゐる。尙、次の地點で、セント・ニコラス通を



第十四圖 セント・ニコラス公園附近に於ける開放掘鑿と屋甲

於ては、鋼構を扛重器によつて打ち込み、之に混疑土を填充して、根繼工事を行つた。

建物基礎にかかる荷重を、後日、地下鐵道の鋼結構に移すこととなつてゐる個所に於ては、混疑土支柱に鋼桁牀を貫いて置いた。此の鋼桁牀は、後に、地下鐵道の天井桁の上に安坐するものである。一般に云へば、根繼工事に關しては、何らの特殊危険もなく、従つて又特殊なる根繼方法を用ふる必要もなかつた。唯普通の標準方法を用ひるに際し、特別なる注意を拂つたに過ぎない。

屋甲と支保工

支保工と掘鑿とは、相互的なものであり、且つ又、大部分に亘つて同時に行はるる作業ではあるが、説明の便宜上、茲では、之を別個に取扱ふこととする。

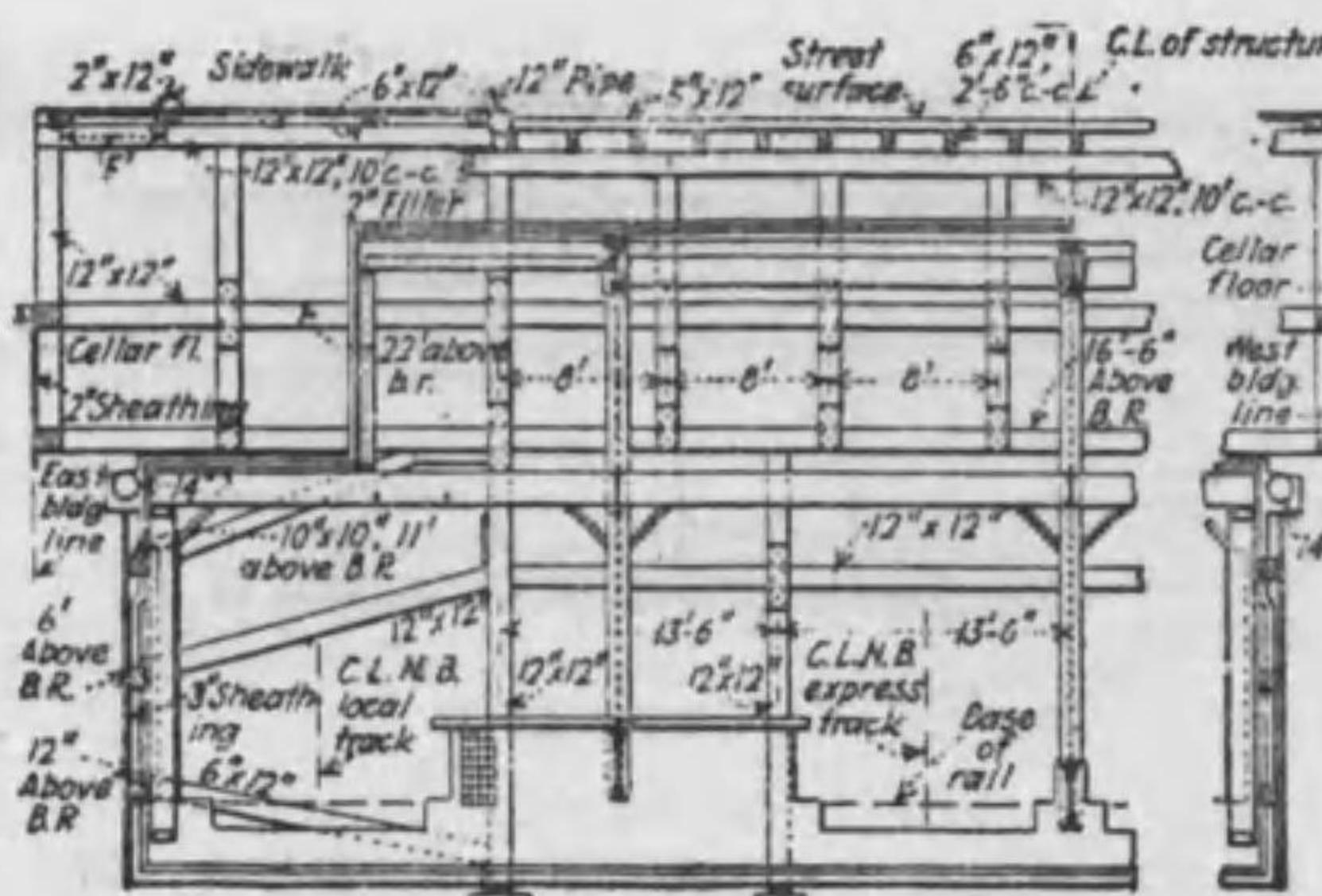
先づ第一に、通の全幅員を屋甲するのである。それに



第十三圖 セント・ニコラス通りに於ける瓦斯本管の側逸作業

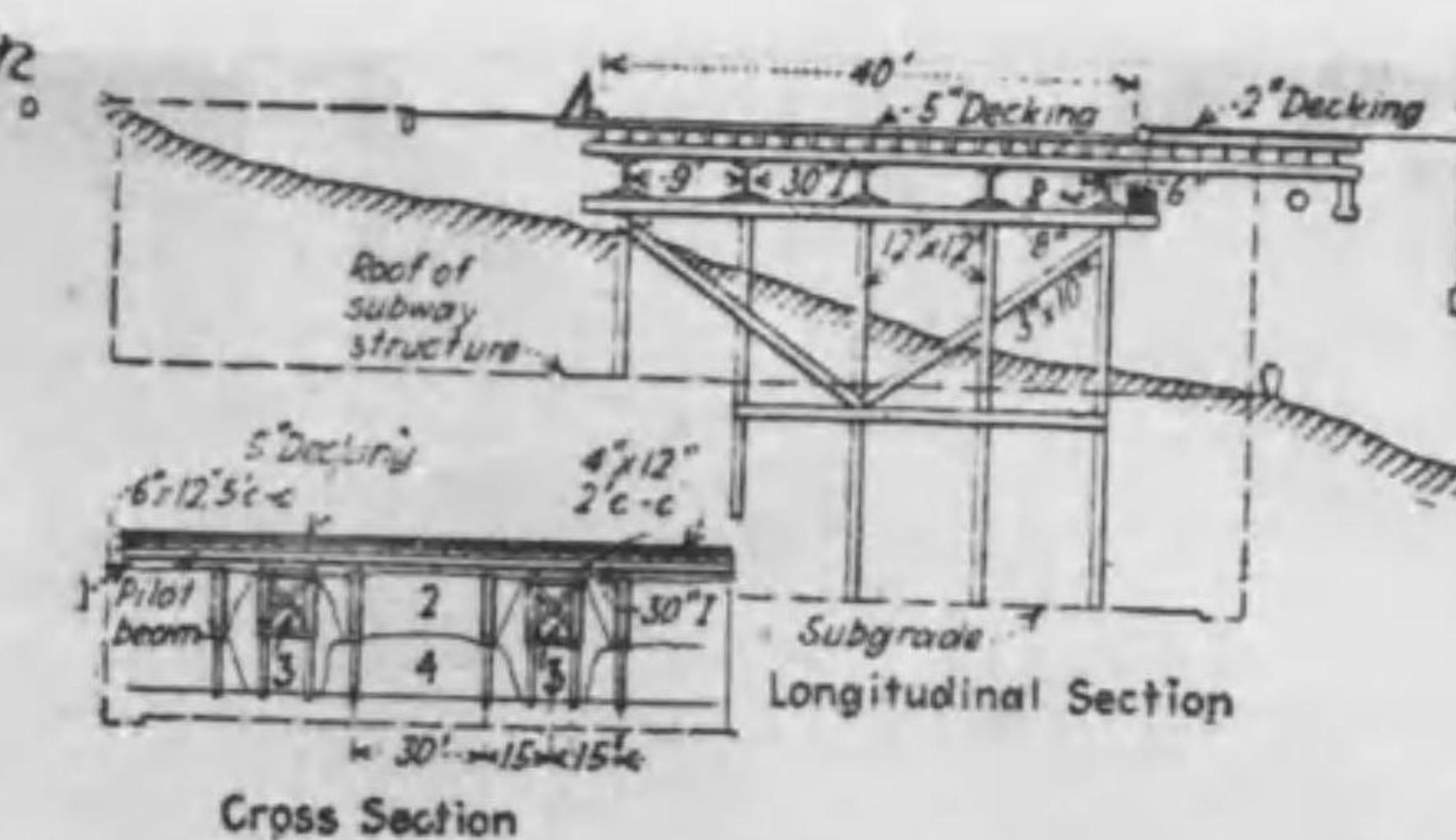
横断する際には、夫々鐵管が架空に架設せられてゐる。即ち、第百二十六街との交叉點に於ては、二十吋鐵管と三十吋鐵管各一個、第百二十四街との交叉點に於ては二十四吋と三十六吋の鐵管（第十三圖）第百二十二街との交叉點に於ては、二十四吋と三十六吋鐵管が架設されてゐる。瓦斯管を側路へ逸らす工事の状況に就いては、別に項を改めて述べることとしたい。

前述したやうに、建物は、全て根繼をなす必要があつた。此等の建物のうち、高さの非常に高いものは殆んどなく、従つてその基礎も、それほど深くなく、又鞏固ではなかつた。根繼方法は、千差萬別であつたが、一般的に云へば、混疑土支柱を用ひ、その中間に鋼筋混疑土鋼桁材を、差し渡たし、建物の側壁の保持とした。又、或る場合に



第十六圖　急行列車停車場の支保工

せられた。此の片側支保工は、先に述べた支保工の基本設計によつて行はれた。第百二十八街の南方に於ては、街路兩側の家屋建築線の間を、つまり簡単に云へば、街路の全幅員が屋甲されたのである。



第十五圖 セント・ニコラス公園附近に於ける開放掘鑿と屋上

7

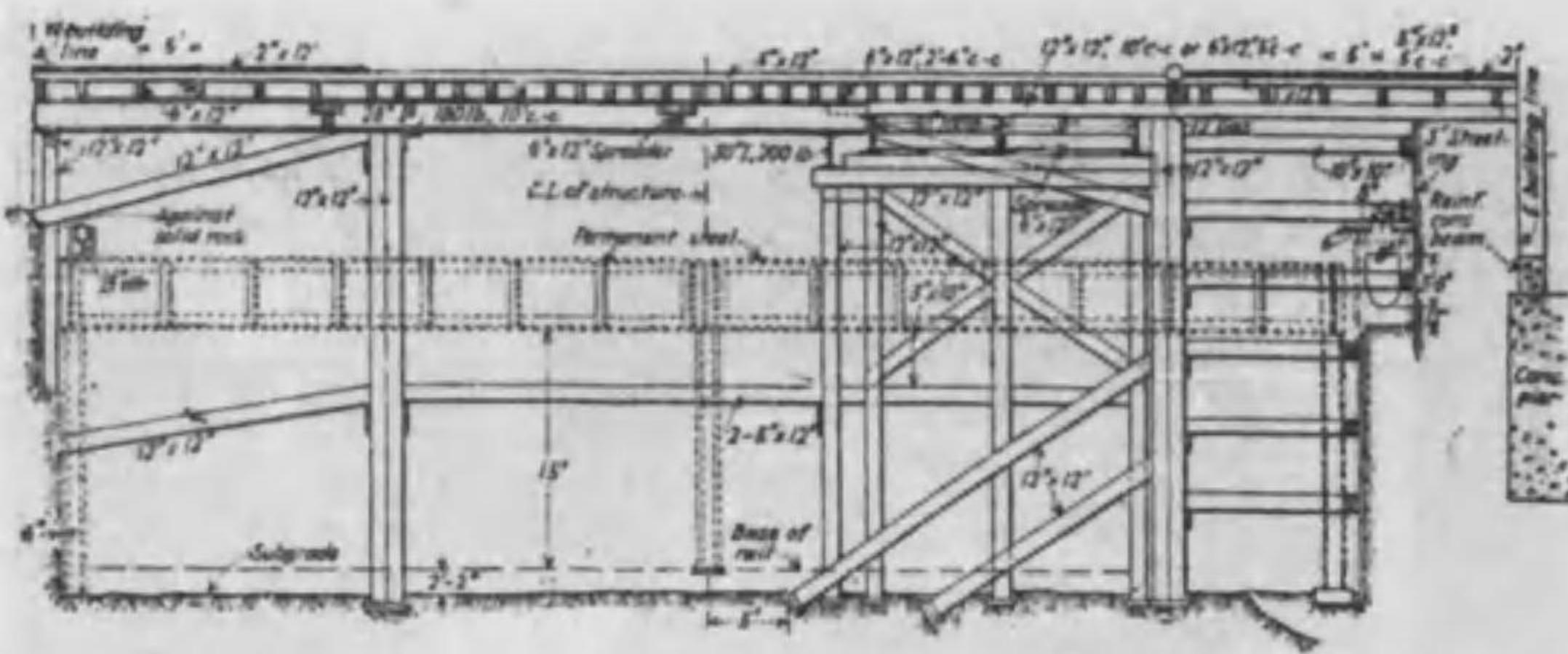
その地域の状況に應じて、種々の型式による支保工が行はれた。尤も、あらゆる場合に於て、その基本設計とせられたものは、次のものであつた。それは、屋甲材を保持するに、三十時、二百封度の

は動力ショベルを用ひ、街路全幅員の半ばに亘り、その鋪装を除去して了ふ。そして、之を、相當の深さに掘鑿し、茲に卅時の工桟屋甲材(五吋×十二吋)及び此の支柱ポスト十二吋×十二吋)とを設置し得るやうにした。かくして、街路の半ばを屋甲として後、之を覆蓋して、街路交通に便するやうにし、更に、街路の残りの半分を、同じやうにして屋甲したのである。街路の全幅員を屋甲すると共に、支柱は、地中に樹込まれた。支保工と綾構とは、開鑿した箇所の橋渡しとする意味で、逐次行はれて行つた。尙地下に於て動力ショベルや貨物自動車の使用を自由にしたり、或は建設工事を便宜にするには、地下の有效空積を出来る丈大きくなればならなかつた。従つて、此等の支保工や綾構が用られたのであつた。掘鑿溝が幅九十呎深さ三十呎以上に達した所は少くなかつたので、支保工は大作業であつ

工型縦桁を用ひ、之を空隙式構造とする。尙工型縦桁は、それ自身も亦、支柱と枕梁キヤウブとよりなる構柱ベントによつ

する際の妨害とならざるやう、萬端の注意が拂はれた。尙、掘鑿壁の支保には、種々の異つた條件が必要であつた。此等の條件は、果して支保工設計に對し、如何なる影響を與へたらうか。これと共に、動力ショベルや貨物自動車を使用する以上、是非とも備へねばならない有效空積は、如何に取扱はれたらうか。それらの問題は、次に述ぶる支保工設計の實例に徵すれば自と明白とならう。第百二十八街の北部に於ては、地下構造の

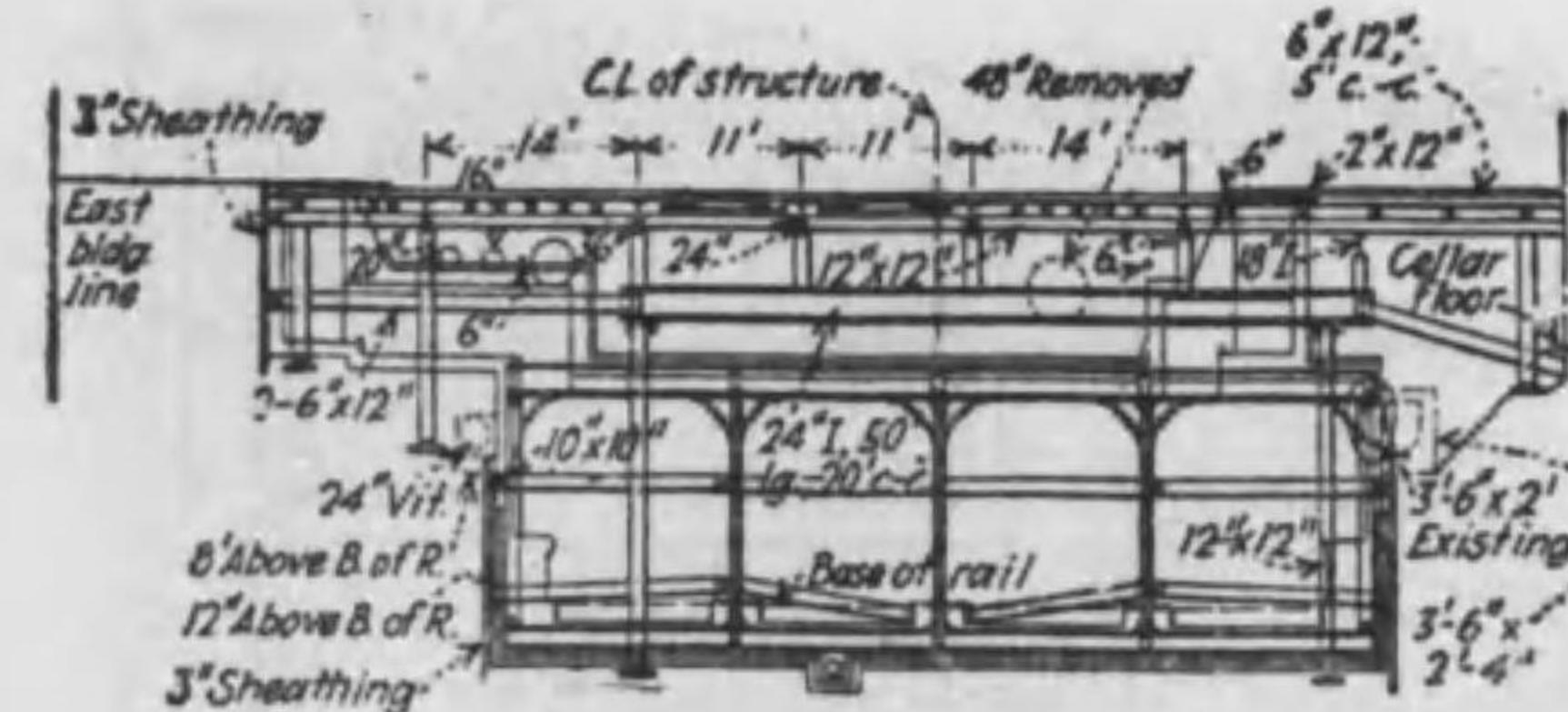
に於ては、建物寄の街路の片側半分丈が支保工され、公園寄の片側半分は、第十四圖及び第十五圖に示したやうに、開放掘鑿並べて支保工の基本設計を行はれて。寫真二十八街の両方



第十八圖 特殊掘整の支保工(片側は土壤の掘整片側は岩石の掘整)

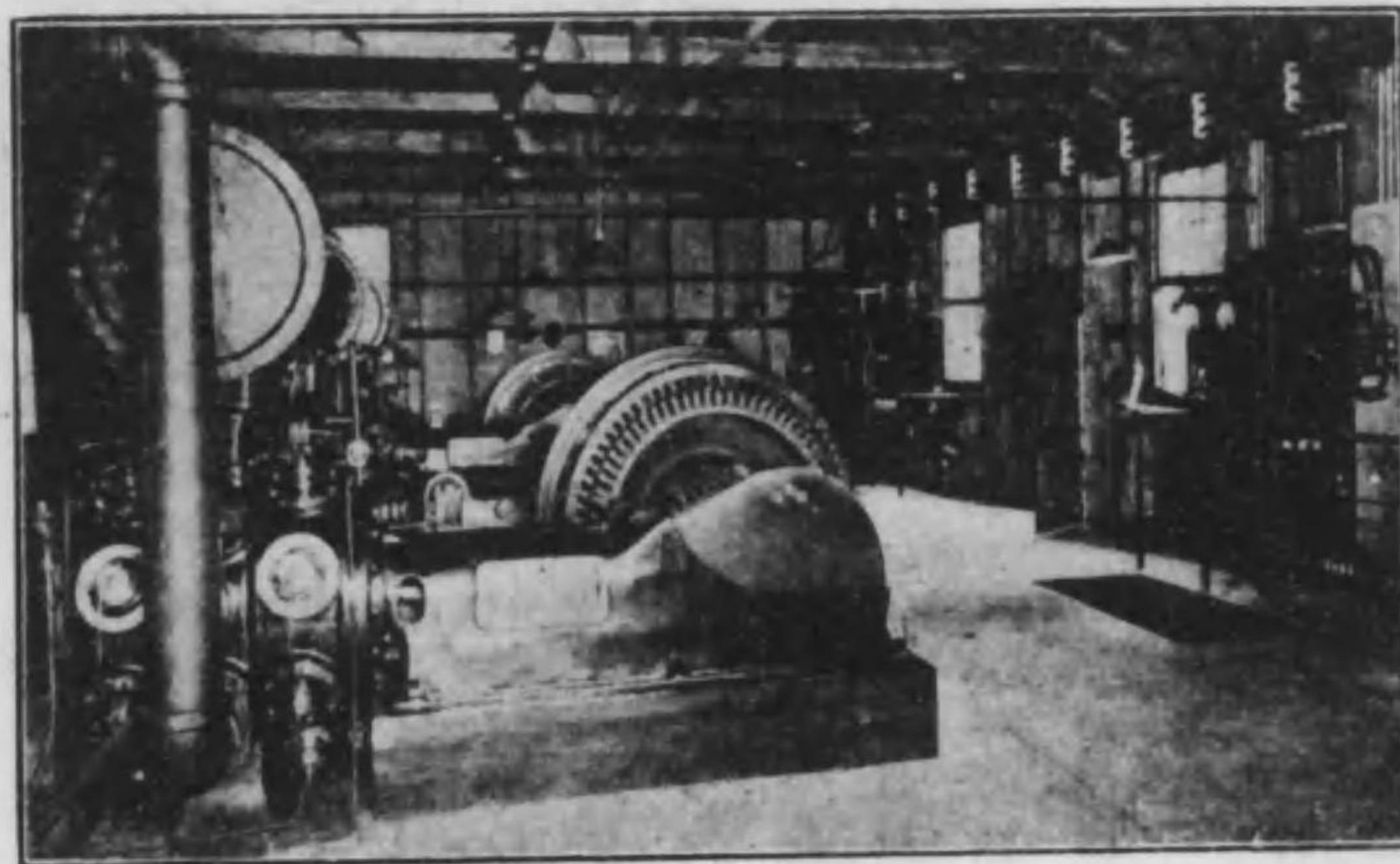
掘 整

掘整作業は、全て、動力ショベルによつて行はれたことは、前述の如くであるが、掘整した土壤は、その儘、貨物自動車へ直接に積込まれ、斜道から、捨場まで搬出されて行くのである。掘整土壤は多くの場合に於て、斜道から搬出されたが、二、三の場合に於ては、豎坑を用ふる方が却つて便宜であつたので、此の豎坑を用ひた所もあつた。その一例を云へば、第二百二十八街の北方に於ける線區である。此の線區は、六本の線路を通ずる所であつたので、その東側寄りの線路は、町並の家屋と極めて近接して居つた。そこで、此の部分の掘整は、他の四軌道分の掘整が終り、その鋼結構の完了するまで、延期された譯である。此の時期まで待てば、東側寄りの部分を掘整する際にも、既に完了した鋼結構を利用して、板構^{シーティング}を行ふことが出来たからである。此の地域に於ては、三つの豎坑が造られた。尚、他の二例をあげると、その一は、第二百三十二街に設けられたも



第十七圖 第百廿五街の支保工

る。此の街路の東側は土壤で、西側は岩石層であつた。第十八圖には、此の地域に於ける支保工が示してある。此の支保工の順序を云ふと、先づ最初に、街路の東側の家屋建築線に接して、補強支保工が設置された。次いで、街路の西側にも、同じやうな補強支保工が造られた。此等の地域に於ける掘整は三十呎であつた。街路の西側は、前にも述べたやうに岩石層であつたので、之を掘整するには、特に廣い作業場を必要とした譯である。第二百二十五街停車場の地域は、砂の多い真土と砂利とよりなる地層であつた。此の地域に於ける掘整深は約三十四呎で、その幅は約九十五呎、地下構造の基底は、地下水水面下十二呎の所にあつた。尙此の地域に於ては、掘整線が街路兩側の家屋と近接してゐた爲め、此等街路の兩側を支保するには、極めて重量の大きな綾構^{ブリッジング}を用ひねばならなかつた。之に用ひられた綾構の方法は、第十六圖に示してある。第二百二十四街の南方線區に於ては、第十七圖に示したやうな屋甲法と綾構法とが用ひられた。此の方法の特長とも云ふべきは次の點である。即ち先づ牀と鋼鐵材とに、二の中柱^{セントラルポスト}が設置された。そして、次に綾構と板構^{ブリース シーティング}とが行はれた。かくして中央構柱の外側を掘整して行つたのであつた。



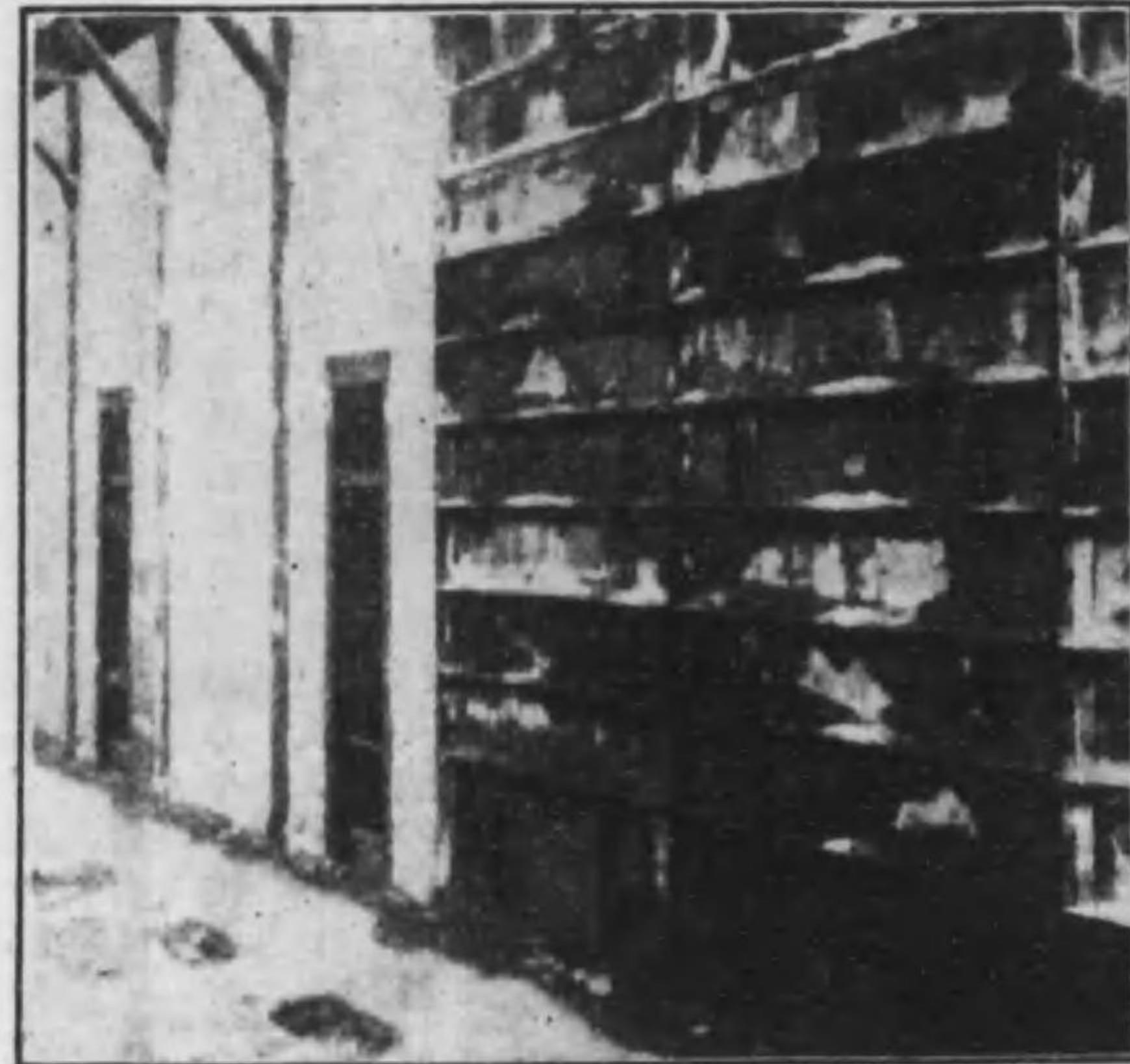
第十九圖 極 挑 空 氣 工 場

三〇



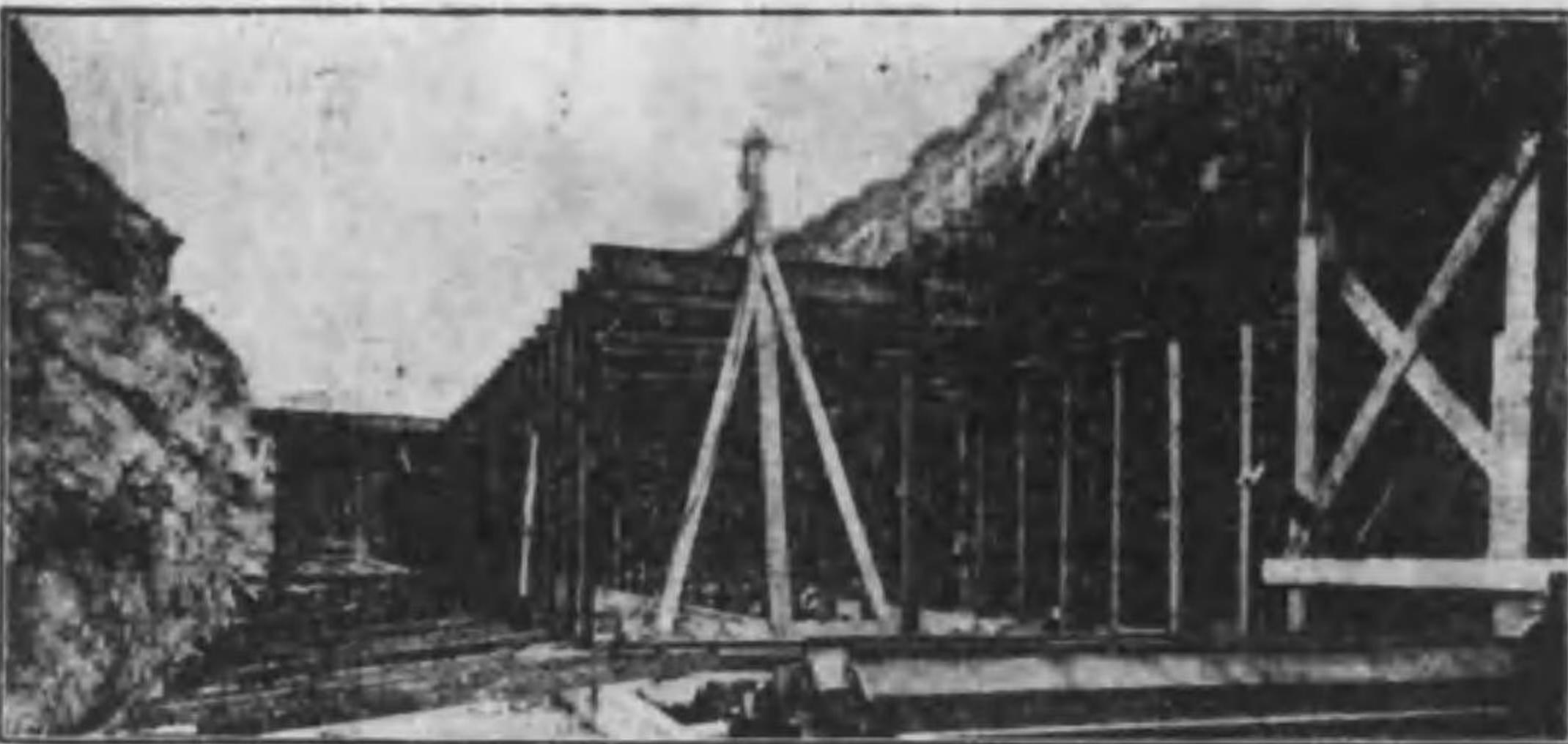
第二十圖 屋下の動力ショベル作業状況

の、他の一は、百二十九街に造られたものである。此等の豊坑は、停車場敷地を掘鑿した時に於ける土壤を處理するに用ひたものであつた。尙、第百二十三街にも豊坑が造られたが、これは、掘鑿の残餘を處理せんが爲めであつた。第廿圖には、第百二十三街に於て掘鑿作業に従つて居る動力ショベルが示して居る。此處に用ひられてゐる支保工は、第十八圖に示したものと同じである。

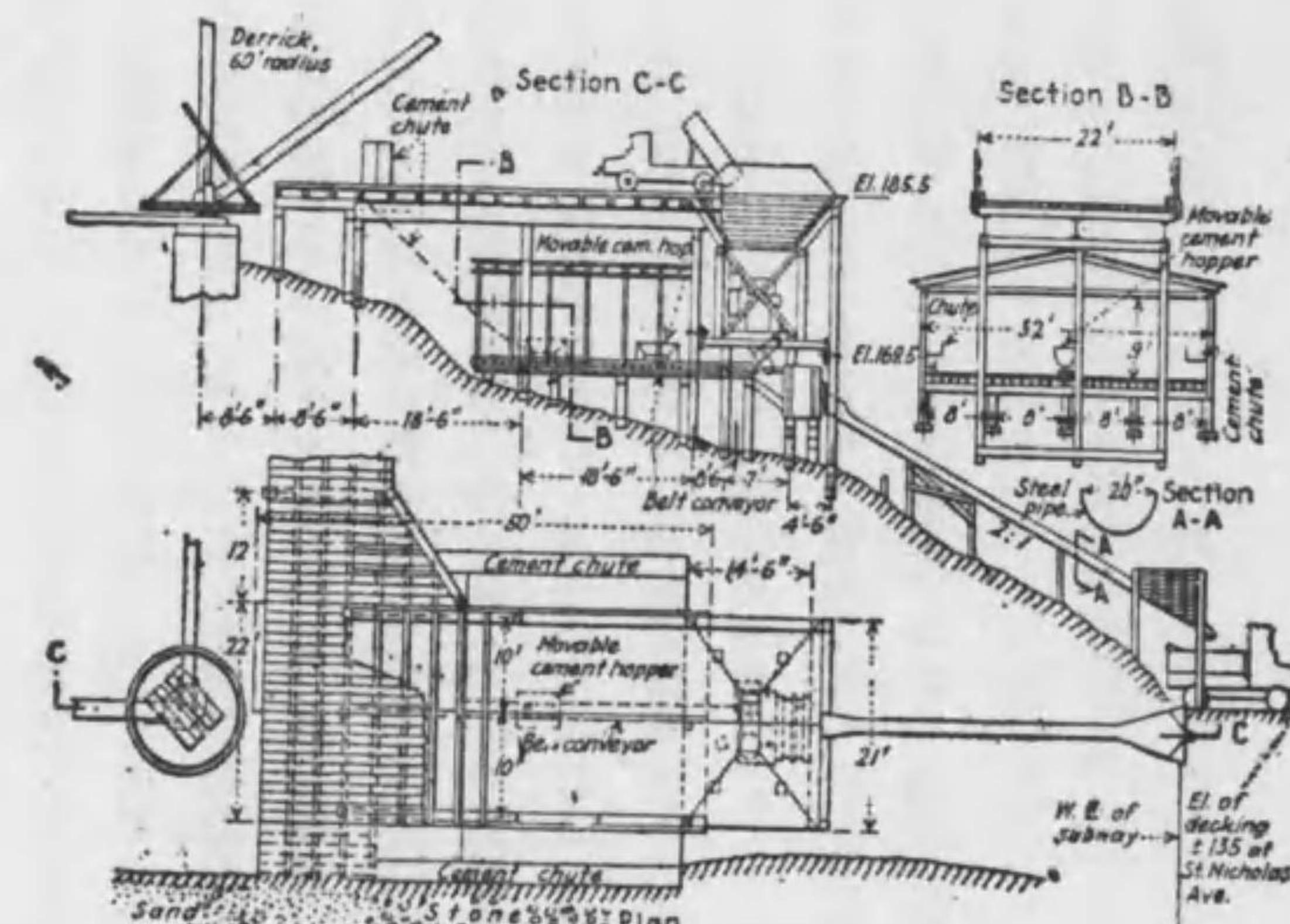


第二十一圖 隔壁用の鋼鐵型版

掘鑿の約半ばは、火薬の發破作用によつて行ふ必要があつた。一般の掘鑿方法を云へば、先づ中央を掘鑿し、次に之を漸次擴げて行く方法を探つた。此の側面を掘り取つてゆく爲めに、六呎乃至十二呎置きに規定の發破孔を造り、之に小量の火薬を填充したのであつた。此の際に起る最も厄介なことは、時として地滑の起ることである。之を防ぐため、その場合々々に應じていろいろの方法が探れたが、最も普通に行はれた方法は次のことであつた。即ち鋼結構が組



第廿二圖 セント・ニコラス公園附近に於ける鋼結構



第廿三圖 混凝土混合場

立てられて、掘壁を保持する迄、此の部分の岩石を掘り取らずに残し、扶壁の役目をさせて置く方法であつた。此の扶壁となつて居る岩石は、後に鋼結構が組立てられる際、掘り取つて了ふのである。地下水は、普通行はれてゐるやうに、ポンプによつて、汲み出しがたが、之に關しては、別に困難な問題も起らなかつた。壓搾空氣は、第十九圖に示した製造場に於て、造り出され、鑽孔器鋪道破碎機、ポンプ、鋼鐵釘綴機^{スチール・リバーティング}及び其他の藉氣器具に用ひられた。此の壓搾空氣製造場は、二十五馬力の電動壓搾機二臺を備へてゐる。此の双方を合すれば、一分に付二千六百立方呎の空氣を壓搾する力があつた。此の際、壓搾機に加へられる壓力は、百十封度であつた。

鋼結構の組立と混疑土作業

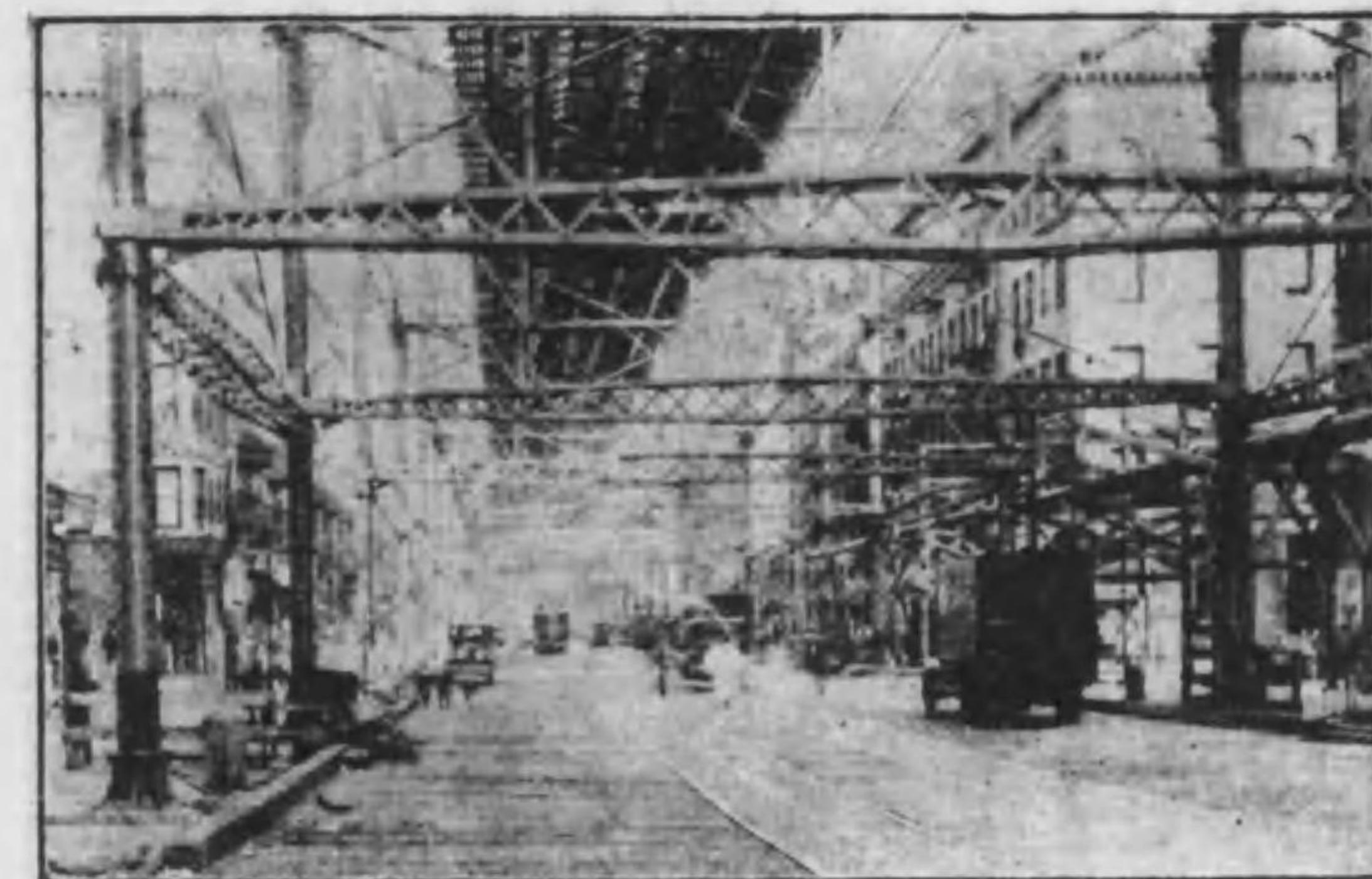
先づ、第一に、牀と支柱礎臺とが、混疑土された。次には、鋼結構が行はれ、中央壁、次いで側壁と云つた順次で、混疑土打されて行つた。此の中央壁、及び、天端上の側壁を混疑土する際には、鋼鐵の型板が用ひられた。天井の單瓦拱を、混疑土する際にも、同じやうに、鋼鐵の型板が用ひられたが、此の型板は、移動起重機によつて、天井の所まで持ち上げられたのであつた。次には、水密工、擁護混疑土、裏填、街路の復舊が順次に行はれた。第廿一圖には、中央隔壁を混疑土する際に用ひた鋼鐵型板が示してある。尙第二十二圖には、第一百二十八街の北部線區に於ける鋼結構と屋

甲とが示されて居る。混凝土は、第百二十八街とセント・ニコラス通の交叉點に設けられた中央混凝土混合場で造られた。これは、第二十三圖に示したやうに丘陵の斜面に設けられて居る。それと云ふは、重力を巧みに利用して、材料や出来上り混凝土を運搬せんが爲めであつた。混凝土の材料は、先づ、貨物自動車によつて、丘陵の頂上である街路面の端まで、運んで來られる。砂と砂利とは、混合倉庫の中へ放下される。此の混合倉庫には、二千立方碼の砂を容れ得るものと三千立方碼の砂利を容れ得るものとがある。袋詰セメントは、貨物自動車から、卸桶の中へ移される。砂と砂利とは、セメント貯藏場の牀まで達してゐる。砂利は、計量した上で、混合倉庫から、漏斗の中へ移され、砂は先づ容量器の中へ入れて量つた上で同じく漏斗の中へ移される。かくして、此等の漏斗に入つてゐる砂や砂利やセメントは、混凝土混合機に移され、そこで混合されるのである。尙、混凝土混合機から、卸桶によつて、混凝土漏斗を塔載した貨物自動車の所まで出來上り混凝土が下げる。かくして混凝土は此の貨物自動車によつて、作業場まで運ばれて行くのである。

四 根繼工事に關する諸問題

本篇の筆者は、ラザラス・ホワイト氏（前出）E.N.R. Sept. 9, 1926

第八通線の地下線工事に於て、特殊の根繼工事を必要としたのは、第百十一街から第百廿一街に至る間の個所であつた。此の個所に於ては、四軌道地下線の直上に、高架線の構造が沿うて居り、町通の兩側には、五階建の家屋が櫛比してゐたのである。尙此の個所に於ける地下線の掘鑿は、岩石層、或は砂礫層の中に於て行はれたが、その深さは廿五呎幅は六十呎以上であつた。そこで、地下線の建設工事を行ふに當つては、先づ第一に、此の高架線の構造を假支持し、地下線の構造の完成したる後、此の天井に、その支保を移す必要があつた。然し、此の高架線は、可成りに高い所に結構されて居るし、その年代も相當古いので、之を支保することは、かなり難しく時日を也要するであらうと云はれてゐた。然し、實際に於ては、意外にも、迅速にこの工事を完成することが出來た。此の地域に於ける地下掘鑿に就いては、既に述べて置いたから、茲では、單に特殊の根繼工事のみに就いて考察して見たい。斯の如く、高架線構造の根繼工事が、僅か一年で完成したのは、勿論之を請負つたヘイマン・エンド・ゲッドマン會社の功績である。尙此の根繼工事ばかりでなく、此の地域の掘鑿はその一年間に殆んど全て完了し地下構造も數町區の間に亘つて結構済みとなつて居つた。従つて、此の地下構造の終つた所では、高架構造支柱の荷重が地下構造の天井へ移されたこと云ふ迄もない。之を、経費豫定額の點からみると、その約七割に當る工事が、豫定工事期間の四分の一を以つて、完成された



第廿四圖 高架鐵道の根樟工

三六

ことになるのである。

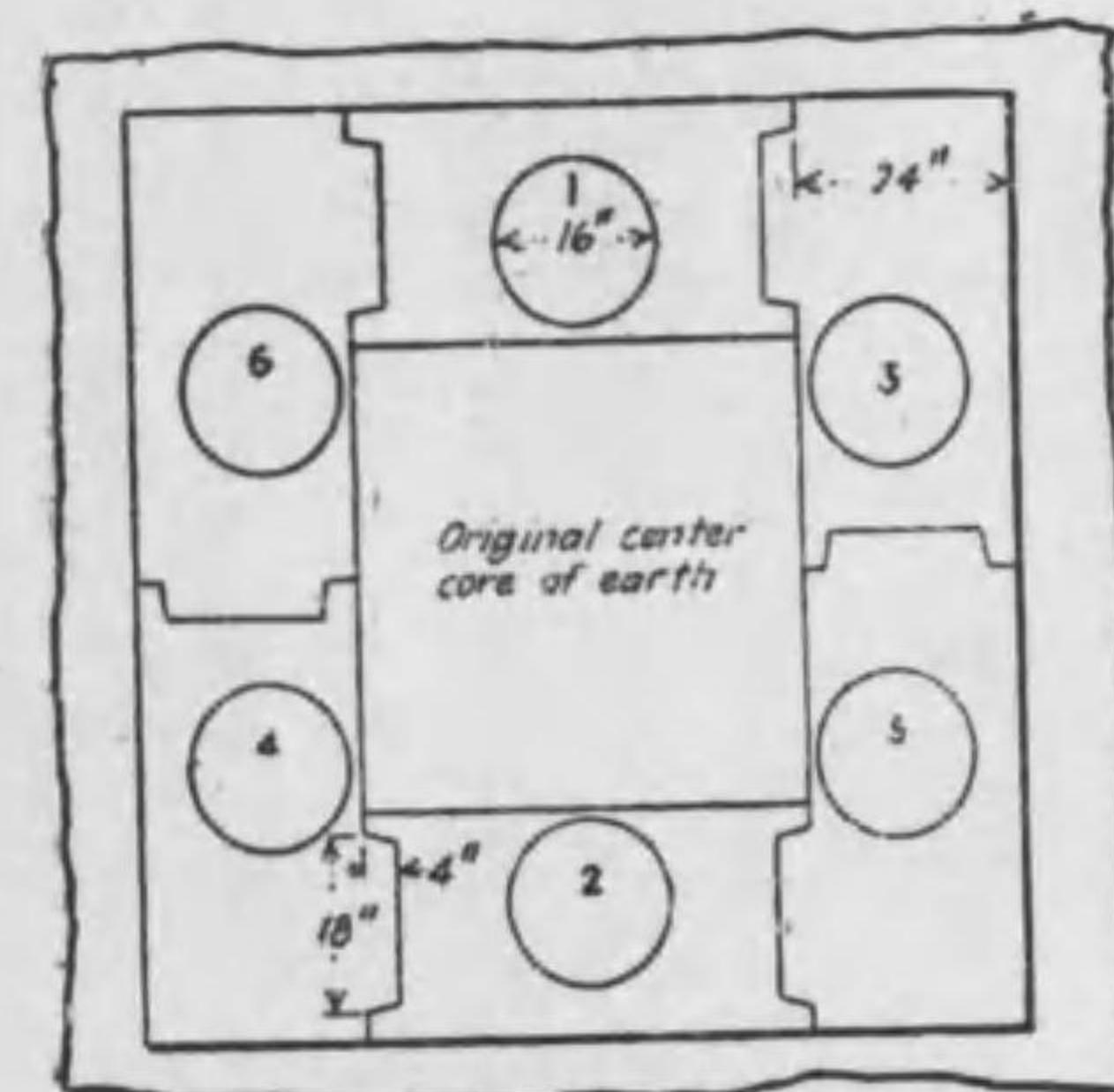
第九通の高架線が北方、ハーレムまで延長されたのは、今から凡そ五十年前のことであつた。第九通、或は、之に北續するコロンバス通は、第百十街で行詰となつて居る。そこで、第九通の高架線は、次の如き経路をとつて北方へ延長されたのである。即ち、コロンバス通の先からは、モーニング公園を反曲線で迂廻し、其處から、ハーレム平原へ下るやうにされたのであつた。此の高架線の構造は、町並の五階建家屋を凌ぐ高さのものであつた。従つて、之を、鋼結構で組立ることは、技術上の問題であるとせられてゐた。此の鋼結構は第廿四圖に示したが如く、鉢結構とフェニックス支柱とを以つて造られてゐる。鋼結構は、その組立

を終つた後、綾構^{ローフス}を加へて、更に之を補強した。第百十街の北に位する第八通の高架線は、現在に於ては、前よりも、二十五呎程高い所に置かれてゐる。これは第百二十街に於ける勾配に應ずるためにあつた。元の建設工事者は、大概の場合、極めて良心ある工事をなしてゐたことが知られた。即ち、地下を充分深く掘り下げて、堅固な地層を把握し、其處に基礎を据へてゐたのである。第百十二街に於て、よき基礎を得るために、どうしても、池積層^{ボンド・マック}を六呎も掘り下げねばならなかつた由である。高架構造を支保する支柱は、その下半部が煉瓦造りである。但し此の煉瓦工の部分は、場所により十五呎乃至三十呎と云ふ高さの相違を有つてゐた。支柱の基礎は、約百平方呎の面積を有つ粗混凝土の層で、その厚さは種々相異してゐた。

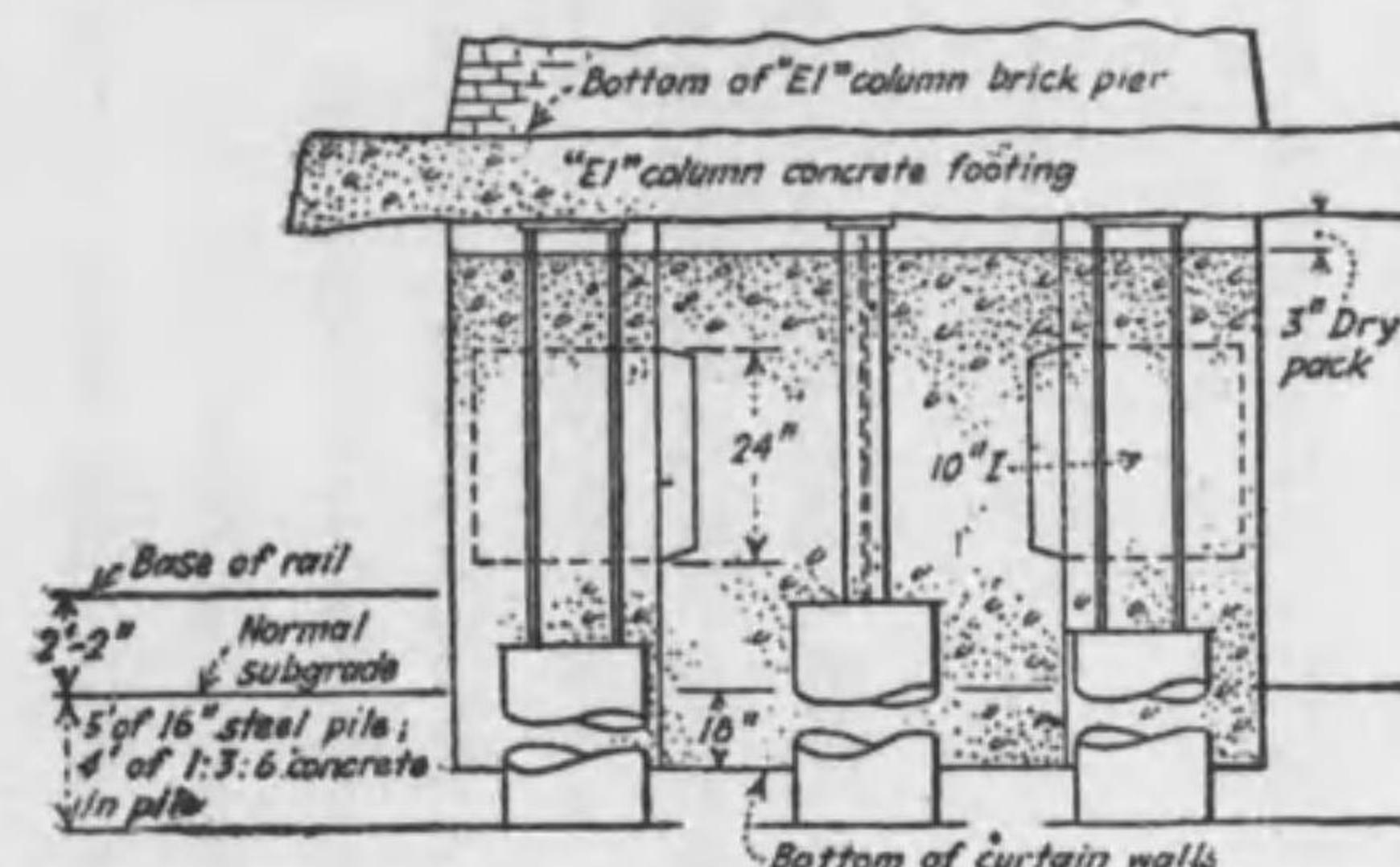
根樟工事

ニューヨーク高架鐵道の支柱を根樟工事するに際して用ひられた方法は、第一、街路面から木塔^{ウツン・タワー}によつて軌道桁^{トラック・ガーダー}を支保する法、第二、鉄^{ブリト・ガーダー}桁を支柱へ直接せしむる方法の二つであつた。此の何れかの方法を用ひて、支柱直下の掘鑿を容易にし、且つ支柱の元基礎を取除いたのである。然し此等二方法には、何れも、重大なる缺點がある。第一の木塔の方は、木塔自身が非常に高の大きなものであり、且つ火災や衝突の危険に曝されてゐる故である。又支保工として、鉄桁を用ふることは、フェ

ニックス支柱へ適宜な添接の出来難い缺點を伴ふものである。そこで、今次の地下工事に於ては、煉瓦支柱を下部から根継し、然も、此の根継工事には、全て耐久材料を用ふることにしたのである。即ち、根継工が、その儘、そこへ残るものとして、支柱の根継工事を行つたのであつた。尤も、場合によつては、一年を経ぬ内に取除されるかも知れないものであるが、それは暫く問題外とした。



第廿六圖 根継工の豫前試験法



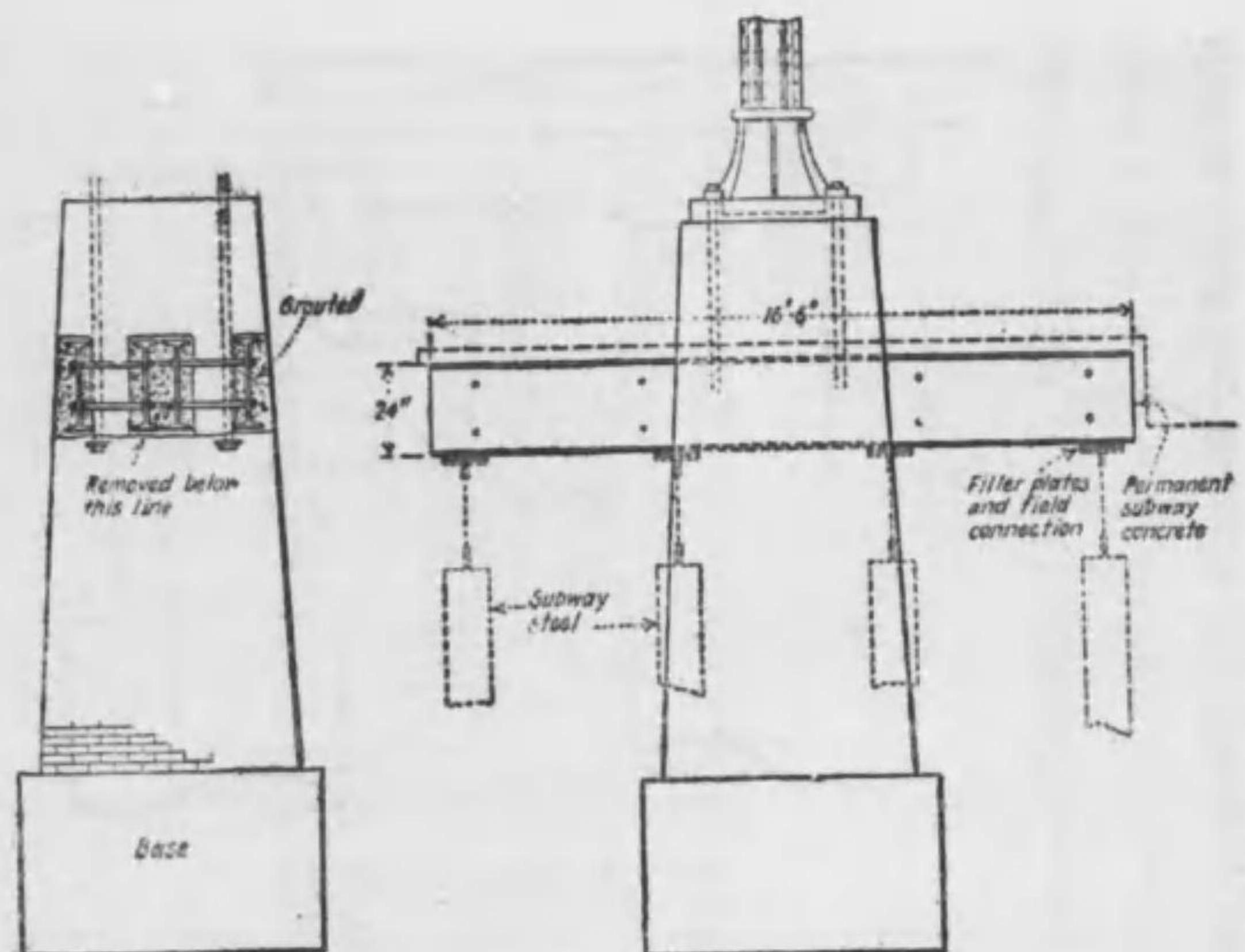
第廿七圖 標準根継工

第二十五圖によつて明かなやうに、支保主材は、六個の鋼鐵管より成つてゐる。此の鋼管は徑十六吋、厚さ約 $\frac{3}{8}$ 吋で、その中は混凝土で填充される等であつた。各鋼鐵管は、

第廿五圖 標準根継工

水平に板柵した坑中へ設置され、水力により、隧道基底から約五呎下へうち込まれた。そして、鋼鐵管内を混凝土で填充した。かくして後、各鋼鐵管には、その豫定負荷重よりも三割方重い荷重を加へて試験してみたのであつた。この試験は、次の如くして行はれた。先づ、杭の上端に位する鋼鐵釘の上に、二の自動揚水機を設置した。そして、柔軟鋼管工によつて手動ポンプを、自動揚水機に接著し、之によつて壓力を加へて行つたのである。かくして、右の坑へ、試験荷重を行へてみたるも、それが沈下せざる場合には、直ちに、基礎段の上端と基底との間の空間に、工字形桁を整合し、楔を用ひて之に繰りをつけた。これは、扛重器を取除いた場合に於て、杭が、 $\frac{1}{2}$ 時反撥するものと考へられたからである。右の試験方法は、第廿六圖に詳しい。

以上述べた所の作業を終れば、地下鐵道の基底まで掘鑿を行ふことが出来る譯である。然し、根継

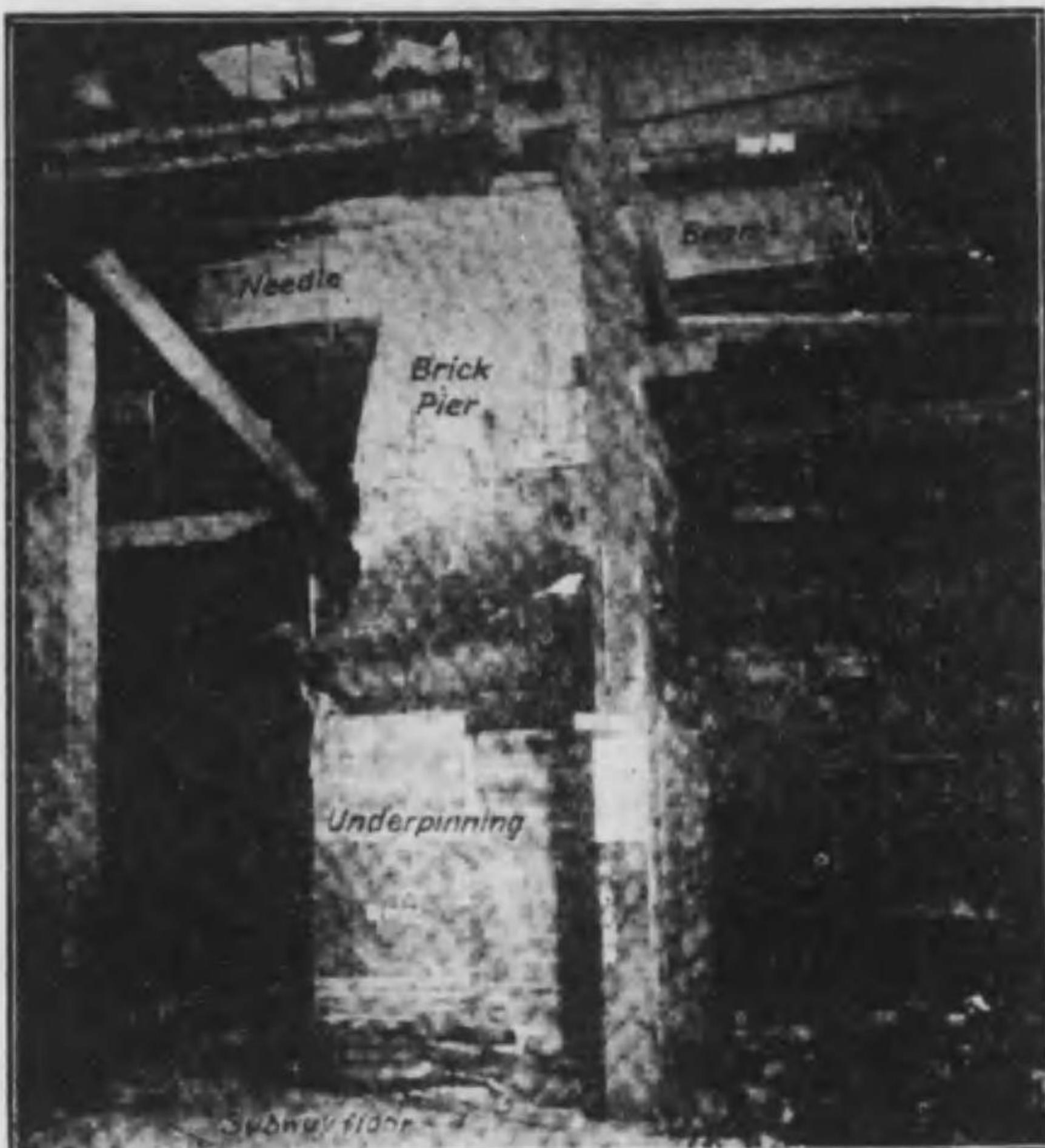


第廿七圖 荷重を移すための牀桁

四〇

工事は、これで、全く完成したのではない。即ち、高架鐵道の支柱の荷重を、地下鐵道の完成するのを待つて、その天井へ移す仕事が残つてゐるのである。これは、次の如き作業順次を経て、支柱の煉瓦部へ、四の牀桁をさし貫ぬくことによつて行はれた。先づ、鋼鐵鑄物の基定から三十時ほど下に、中央長孔を穿つたのであるが、この作業は極めて手際よくやらなくてはならぬものであつた。そこで、支柱の基定に、框を取付け、此の框にジャック・ハンマー鑽孔器を纏締で緊め合し、此の鑽孔器を用ひて孔を穿つことにしたのである。

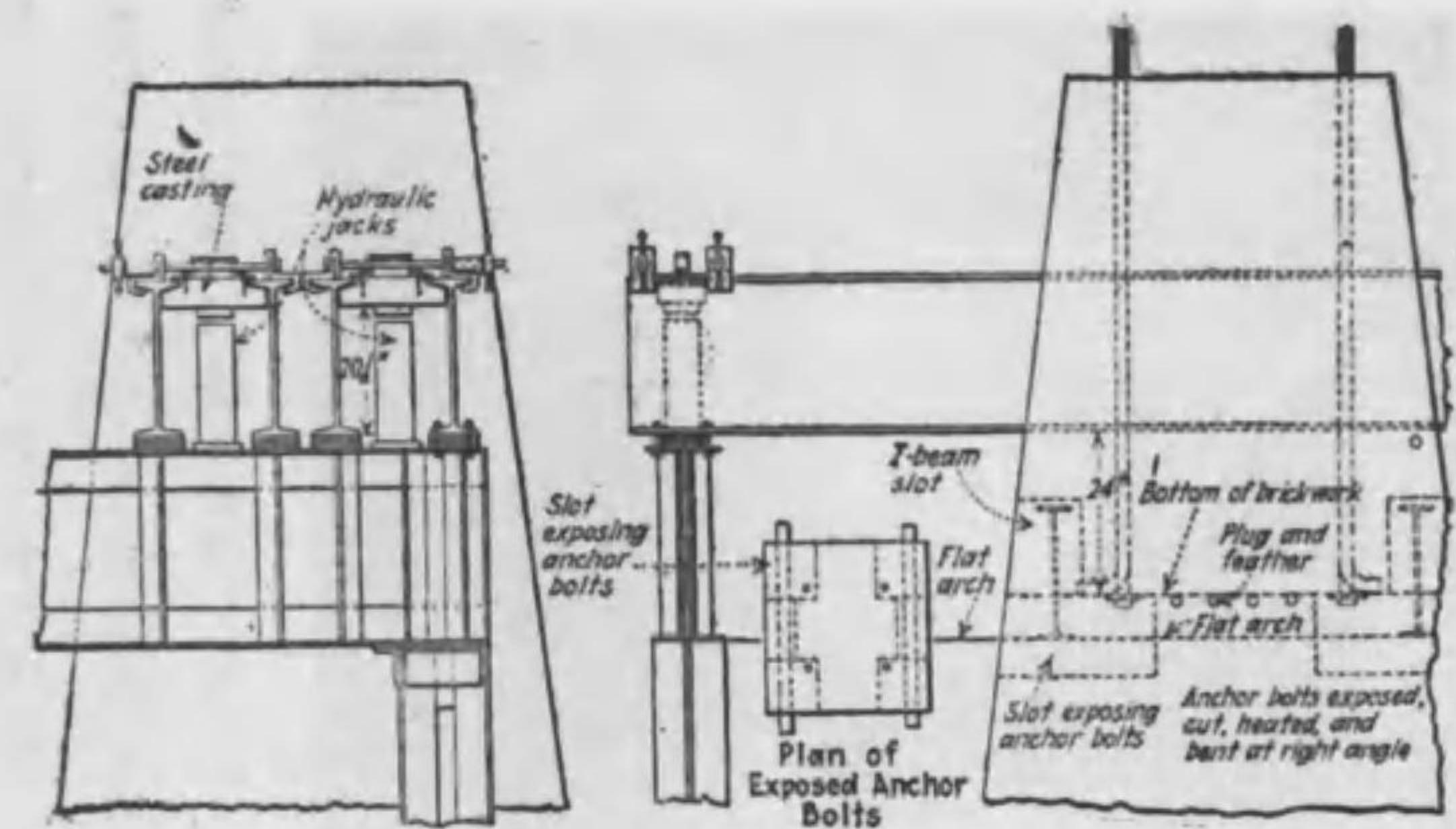
此のやうにして中央孔を穿つた後、氣動混泥土破碎機によつて、更に之を廣め、その中に、二の中央牀桁が設置出来る丈の大さとし



第廿八圖 支柱の根柢工

た。中央牀桁は、第二十八圖に示したやうに、長さ十六呎六吋で、一呎當り九十封度乃至百二十封度の重さを有してゐた。次に此等の中央牀桁を、中央長孔に、注膠泥^{グルーナン}止めとした。そして、前と同じ方法で、支柱の側面に、長孔をつくり、その中へ、第三、第四の牀桁を設置した。此等の牀桁は、支柱の下を掘鑿する前に、設置されねばならないのである。

かくして後、地下鐵道の掘鑿を完了すると共に、支柱、並に支柱の下の根柢を取巻くものを全て取除いて了つた。第二十七圖は、此の時の状態を示したものである。地下隧道の基定を掘鑿する際逢會した地層は、主として砂利層であつた。混凝土の仰拱^{インゲート}を設置して後、鋼構柱を、普通の如く五呎置きに組立てた。但し、これは、第廿八圖に示したやうな方法で、支柱へ牀桁を貫くに都合のよい間隔とし



第廿九圖 支柱の荷重を地下結構の天井へ移す方法

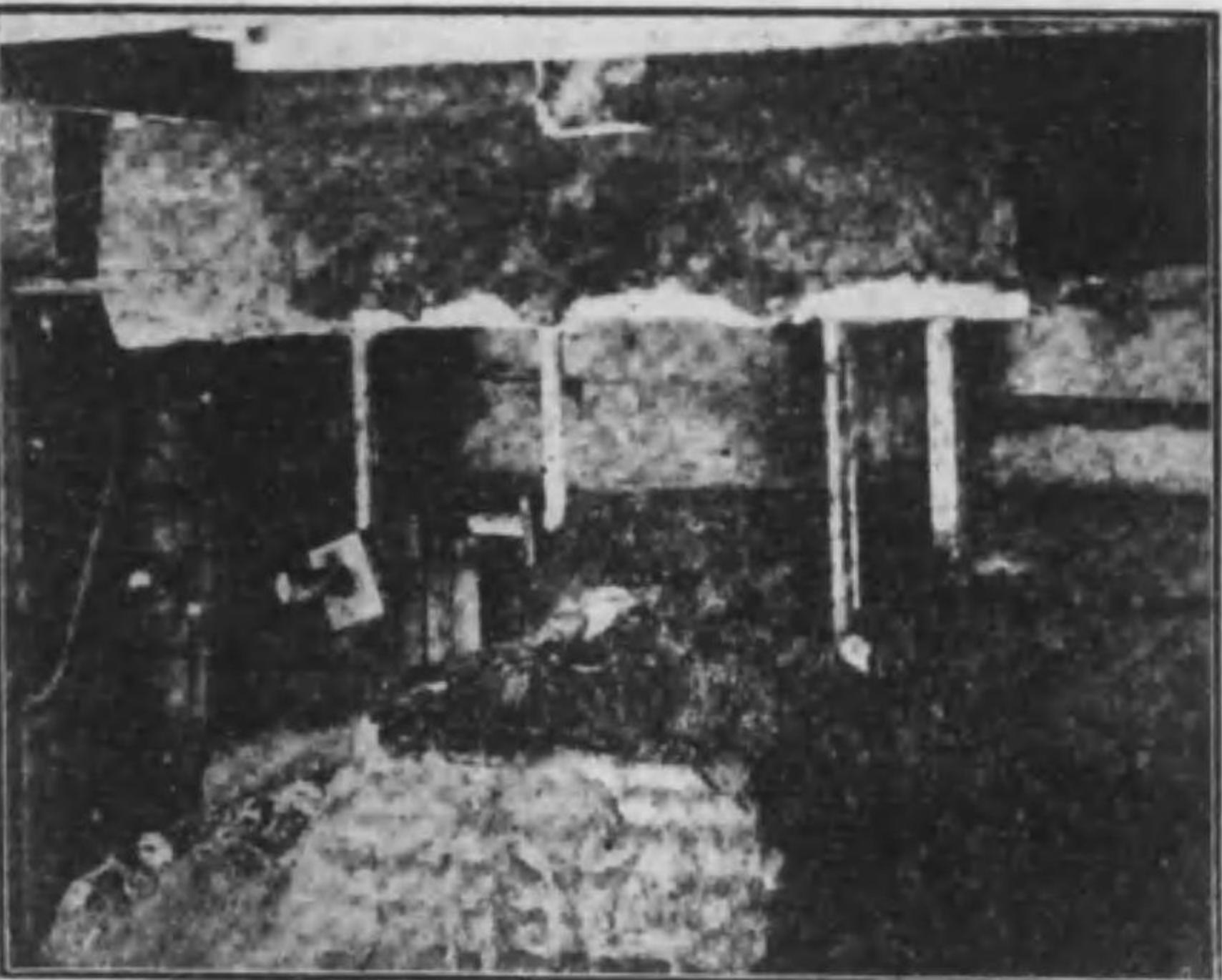
たこと勿論である。牀桁の支保桁、並に牀桁自身には、豫め鑽孔して置いて現場に持ち込み、假りに之を繰鉤して、その隙間に埴隙材をほどこした。

次には、鎮桿を、むき曝らにし、之をアセチリン瓦斯で切斷した。そして此の定針を熱して直角にまげ鉤としたのであつた。次に、残餘の支柱煉瓦部に鑽孔し、劈開面^{オブ・クリーヴィング}をつくつた。I字形桁の突縁と突縁との間に、特殊の鋼鐵鑄物を、さし込んだ。そして、水壓扛重器を用ひて(第廿九圖参照)、支柱を約 $\frac{3}{8}$ 時持ち上げた。尙此の水壓扛重器と共に、栓^{プラグ}と^{フック}とを用ひて、支柱を先につくつた劈開面の所から分裂して了つたのである。此の際に用ひた水壓扛重器は、極めて巧みに働いた爲め、右の全作業が十五分で完了したことも珍らしくなかつた。此の作業を行へば、唯に支保工部材の強度を試めし得るばかりでなく、それと同時に、高架鐵道支柱の荷重を受くべき地下結構の基礎

をも試めすことが出来るのである。地下結構の基礎は、普通には格牀基礎^{グリッド・ブランディング}とせられた。

第一百十一街、併に第百十二街に於て、地下結構のよき基礎を得るには、地下結構の基定を更に掘り下げ、確固たる砂礫層をなして居る舊池底までも到達する必要があつた。これは高架鐵道支柱の基礎と畧同じ位の所に位してゐた。然し、荷重を移す際に於ても、高架鐵道の營業を中止する必要はなかつた。支柱の受くべき實際の荷重は、水壓器に取付けた驗壓器によつて、測ることが出来た。その結果によれば、約六十噸であることが解つた。但し、高架鐵道の支柱の自重も、畧六十噸位はあつたのである。支柱の受くる荷重を、地下結構の天井へ移さざる場合に於ては、何れの牀桁をも支柱中にさしぬなかつた。セント・ニコラス通に於ては、支柱の徑間が大きく、従つて、支柱の受くる荷重も大きかつた。そこで、或る支柱に於ては、八の根繼杭^{アンダーピニング・バイルス}が用ひられた程である。

荷重移轉の作業が完成して後、劈開面から約二呎下の煉瓦工を混泥土碎破機で、切斷した。(第三十圖参照)そして、舊煉瓦支柱の殘餘には、鑽孔して、之に小量の火薬を詰めて、爆破した。次に、二の局部鋼結構^{パーシャル・ステール・メント}を組立て、側壁を混泥土した。最後の作業としては、地下結構の天井を混泥土し、此の天井と舊支柱の殘餘部との餘隙を注膠泥^{グルーティング}することであつた。格牀桁とその支保桁とは荷重の移架作業中に於て極く僅に彎曲したことのみであつた。従つて、支保鋼結構は充分安全であることが立證された譯である。高架鐵道の支柱は、根繼作業中、併に荷重移架作業中に於て、絶えず正確に扛



第廿圖 舊支柱の切り取り状況

上した。従つて、根繼作業中に於ては、支柱は平均四分の一時と云ふ極く僅かの沈下をなしたに過ぎなかつた。最後に、支柱は、舊基準面より八分の一時支杠上された。

右に述べた根繼作業は、最大の安全率を得んことを目的としたものであつた。従つて、契約中には「高架鐵道の一時的支保工」とせられてゐるにも拘らず、之を耐久構造とした程である。又、荷重を移す際には前述したやうな特殊な方法が用ひられたが、此の方法によれば、沈下の起つた際にも、容易に之を矯正することが出来るのであつた。高架鐵道の支柱は、實際には、極く僅に沈下したが、然しこれは決して重大なるものではなかつた。と云ふのは、支柱が沈下しても、結構そのものには何ら過大の應力も與へられなかつたからである。一九二六年四月一日迄には、全ての高架鐵道支柱が根繼工ブレースト・タックせられた。その數は約百であつた。そして高架鐵道支柱の荷重が、地下結構の天井へ移された所も亦多く數町區間に亘つてゐた程である。(眞野)

ある。

以上述べた根繼工事方法は、建物の根繼をなす際に屢々用ひられた所で、決して耳新しいものではないが、これが地下鐵道工事に關聯して用ひられたのは今回を以つて始めとして居る。因に今回用ひられた根繼工の豫前試験方法はスペンサー・ホワイト・エンド・ブレンチス會社が特許權を有するものであるが、今回の工事請負人たるハイコン・エンド・グット會社は、その許を得て、之を試みたのであつた。(眞野)

巴里の乗通げ乗客

外誌の報ずるところによれば、巴里的路面電車、並に乗合自動車の乗客のうちには、乗通げするものが可成りあるさうである。一九二五年の統計によれば、それが一割三分乃至三割にも達したとのことで、目下當局はその對策に専念してゐると云ふ。(E. R. & T. J. 1926, Feb.)

リヴァーブール市営電車の現状

(T. R. W. Aug 19, 1926より抄譯)

目 次

- 一 沿革
- 二 事業の發達
- 三 専用軌道
- 四 市営電車工場
- 五 事務所及工場の新設
- 六 修繕部
- 七 檢査部及び取附部
- 八 倉庫及び他の設備
- 九 財政状態
- 一〇 経営と組織

四六

一 沿革

英國では故ジー・エフ・ツレイン氏がバークンヘッドに於て最初の軌道建設をなしたのであるから、英國電車事業の發祥地はマーシーサイドである。而して此の計畫に對しては、リヴァーブールに於ても常に注意を拂ひ、一八六〇年バークンヘッドの電車が開通した時には、リヴァーブール市の保健委員會に對して路面電氣軌道敷設許可の申請をなした。然るに其後間もなく、リヴァーブール郊外諸地方の道路委員會は、市の端よりオールドスワンに至る試験的軌道を敷設したのであるが、軌條切斷の不適合よりして、多數の事故が發生し、遂に此軌道は撤廢されるに至つた。是等の事由により、リヴァーブールの路面電車開通は約十年後れてしまつた。

一八六八年のリヴァーブール電氣軌道法の下に、リヴァーブール電氣軌道會社は設立され、一九六九年には特許線の一部は開通した。然るに路盤の狀態は重大なる障礙となるに至り、一八七二年には軌道の狀態も甚しく劣悪となり、市は遂に三ヶ月前豫告にて二ヶ年半以内に該事業の買收權を得、又一八七四年には會社は軌條撤去の訓命に接した。そこで遂に會社は一八七五年のリヴァーブール電氣軌道法に依り、再建設の計畫をたつるに至つた。財政上の困難もあつたのであるから、乗合自動車との合同をなして、リヴァーブール電車乗合自動車聯合會社なる會社を設立し、一八七九年市と新に契約を結んだ。此の契約に依つて、市は軌道の買收をなして之を改造し、全軌道を買收費の七分五厘の賃率を以つて會社に賃貸し、路盤の維持費は會社の負擔とする事となつた。

一八九五年のリヴァーブール區域擴張條例に依つて、市の外劃は擴張され、その面積も五千二百十エーカーより一萬三千二百三十六エーカーに増大した。此の條例の規定に依れば、一九一五年一月満期の新借地契約が承認され居り、又單線約六十七哩を含む擴張市區全線を包含せしむる事となつた。

一九〇二年にはガーストンも市に合併されて延長線二哩半は買收された。之は今も尙市營線の中に包含されて居る。

一八八四年から一八九五年の間は、路線問題が事業中の主なるものであつたが、路盤の障碍問題も絶滅はしなかつた。斯くて一八九七年に市參事會は、路線繼承の爲めに議案を議會に提出するに決し

た。而して其議案は承認され、繼承價格は五六七、三七五傍と決定した。電車委員も任命されて、シーアー・アル・ベラミー氏は電車委員長に選舉された。一八九七年の夏中は軌道改善の問題が論ぜられたのであるが、八月四日には電氣牽引制を献議した。事業は急速に進捗して、一八九八年十一月には約六哩の軌道が電氣軌道として開通し、次の二年間には約四十哩の新線を含む百哩の軌道が建設された。然るに一九〇五年の終りに總支配人のベラミー氏は死去し、副支配人のシーア・ダブルュー・マリス氏が總支配人となつた。氏は健康を損じて隠退するに至るまで、世界大戰の初期を通じてその職にあり、氏の指揮の下に路線擴張事業は繼續された。マリンス氏の隠退後は現總支配人のビー・ブライストリー氏が就任した。

二 事業の發達

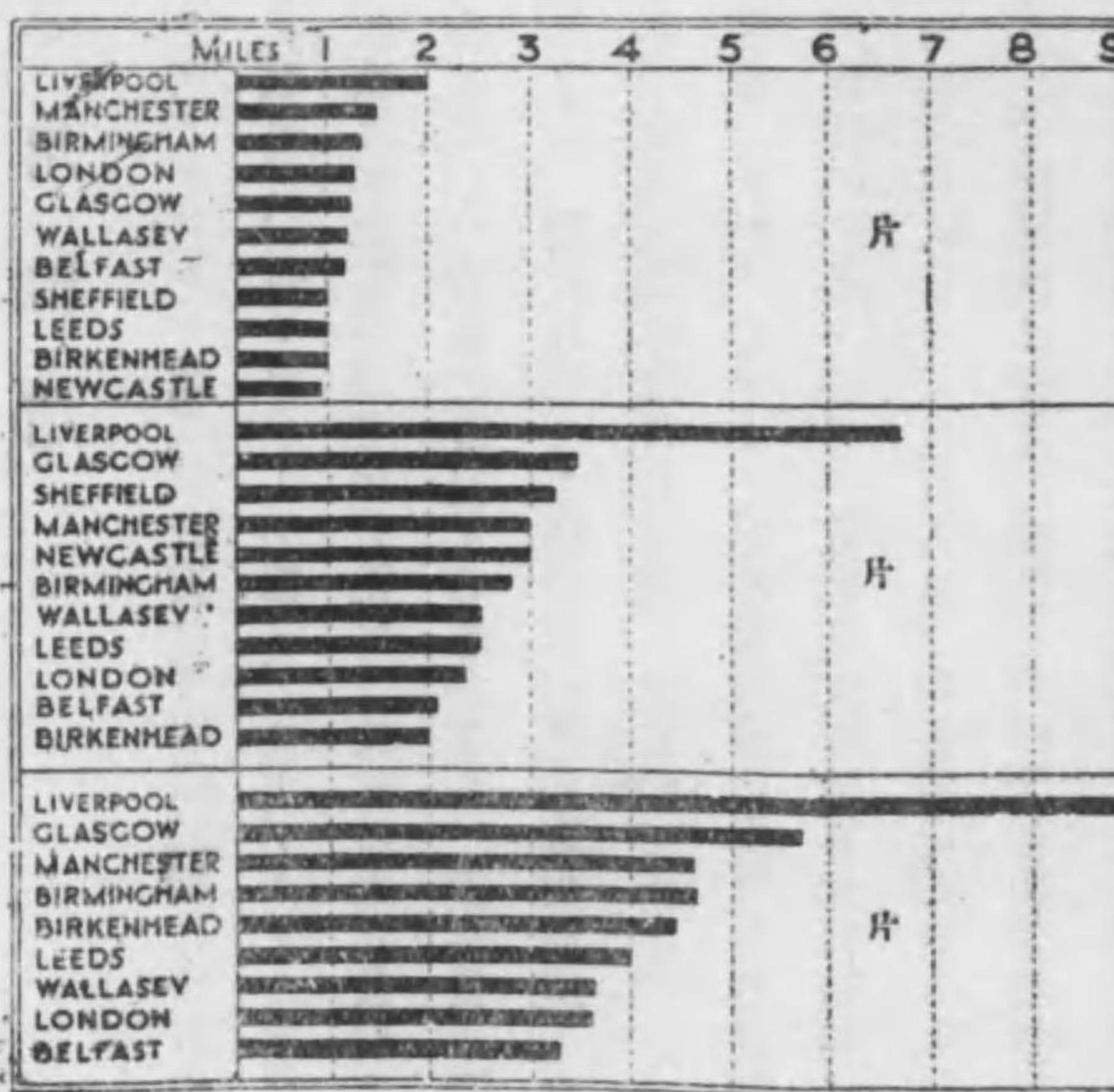
一八七六年以前の舊會社時代の事業成績は詳細に其數を擧げ得ないが、同年の成績は乗客數一六、五四五、六八二人料金收入總額一五五、八二八傍であつた。一九二六年三月末日に終る年度の成績は、乗客數二四七、一六八、〇〇八人、料金收入一、三八三、九六一傍であつた。之を前記五十年前の成績に比較すると、乗客數は殆ど十五倍になつて居るに反し、料金收入は乗車距離が遙かに長くなつて居るに拘らず、僅かに九倍を越して居ない。之を他の方面より見る時は、即ち現在に於て乗車料金が五十年

前のものと同様の根據に基いて課せられたとすれば、少くとも一五〇%の増率を見るであらう。兎に角、リヴァーブール市營電車は今までに一、三七五、〇〇〇傍の地方稅及國稅を拂つて居る。

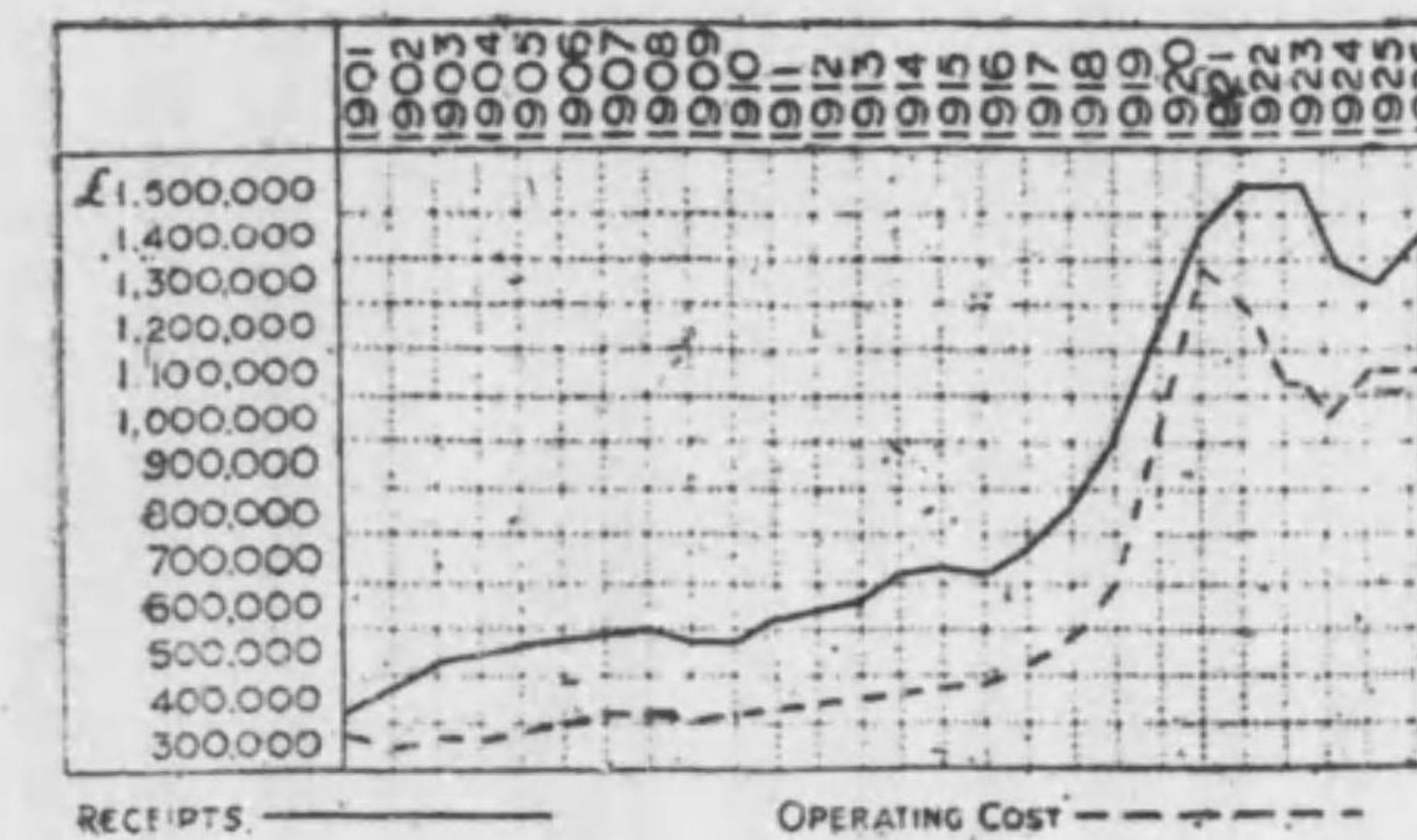
第一圖は一九〇一年から一九二六年に至る各年の乗客收入と運輸費との關係を示し、第二圖はその乗客數を示すものである。第三圖はブライストリー氏編製の各種料金表に基きたる數を示すものであつて、リヴァーブールの低廉なる運輸機關を示すものとして興味ある圖表である。

現在營業哩數は一五八・七八哩で、車臺數は電車六八四臺と乗合自動車二六臺である。之に依つてリヴァーブール自身の交通勤務をなすと同時に、ツトル市リザーランド市及びブレスコット市等の隣接都市の交通も之に依るのである。且つブレスコットに於てはリヴァーブールの軌道はセントヘレン市營線と聯結して居る。

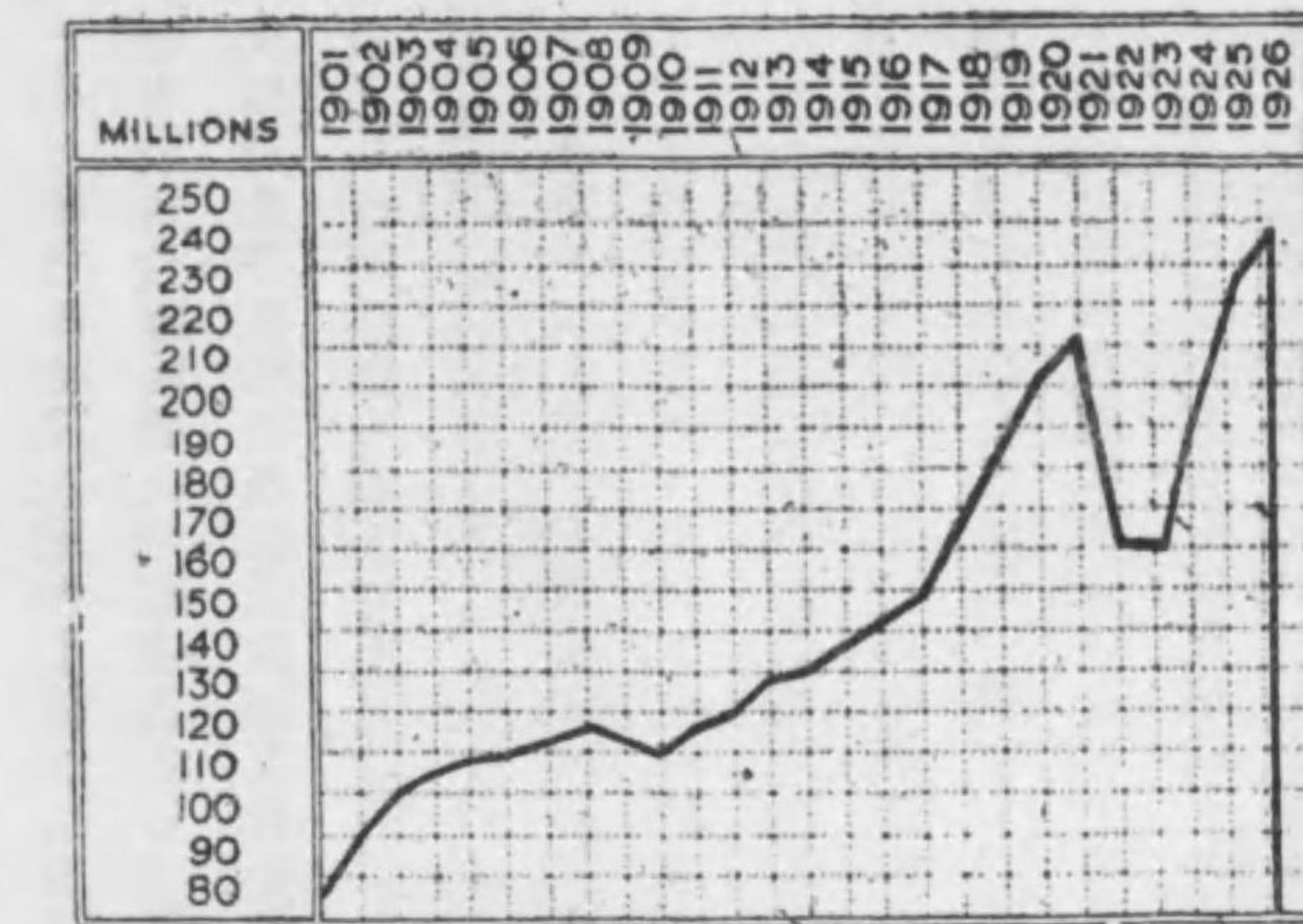
リヴァーブールの地形は電車經營上の見地より見て有名なるものである。即ち都市の形は扇形になつて居て、その要に相當する所が阜頭であり、各路線は此處に聚合して居る。従つて、雜沓を防ぐにも特殊の困難があり、又交通妨害となる場合も頻繁である。故に阜頭には三つのループ線が設けてある。市のビジネスセンターは比較的小區域に集中されて居るので、大多數の電車はデール街かチャーチ街を通過して居る。ラツシュアワーには一時間三百九十三臺の電車が市廳の前を通過して居る。阜頭附近のウードター街は雜沓のために屢々電車の遅滞する事がある。阜頭は三十三系統の電車が通過



第三圖 料金比較表



第一圖 乗客收入經營費、乗客收入と乗客の比較



第二圖 各年度乗客数

する點に於て唯一のものである。

三 専用軌道

一九一四年の始、リヴァーブール電氣軌道委員會は路面線に特別の軌道を設くる事につき大いに研究を試みた。而して此軌道を、エッヂレーン線をブロードグリーンまで延長したる路線に試験的に用ふる事に決定した。此軌道は柴垣等にて柵を設け、枕木の上に敷設されて、兩側の車道と區別してあるから、然らざる場合に比し、路盤を破損する事が少く、維持費も減少し、且つ速力も増す事が出来る。此軌道は成績頗るよく、現在に於ても四十哩は此の専用軌道を用ひて居る。その内のエッヂレーン線を除く他のものは、世界大戰終息後に敷設したものである。

南亞戰爭の終結に際し、リヴァーブール電車委員會の採りたる愛國的政策即ち歸休兵に就職の優先權を與へた事は、その直接の結果として、電車は彼の世界大戰初期に於けるよりも一層重大なる影響を受けた。開戦後四週間以内にして、八百人以上の各種從業員は兵役に徵集され、遂には全從業員の七〇%と云ふ多數に及び、從業員は極度に減退した。尤も非常なる先見に依つて、全車掌は非常時運轉手としての訓練を経たる者であり、且つ女子の補助員をも採用してあつたのであるが、戰爭中多數の電車には全く考慮が拂はれて居なかつた。一九一八年には遂に各種の點について改善の必要が唱

へられた。路盤も同様の状態にあつたので、全部の改善を要する實狀であつた。當時の總支配人マリンス氏は病氣の爲め隠退するの餘儀なきに至り、現總支配人ライストリー氏はその後任となつて、事業の計劃を電車委員會の要求せる大規模のものとなすの難事業に直面した。

四 市營電車工場

車體は新型のものを標準として、古いものは廢棄し、稍善きものは新しきモーターを取付け車體を新しくする等大いに改善を行つた。ランベス通りの市營電車工場に於て製作されたる新車體を四十馬力のモーター二個を備へ付けたるものである。車體框は蘭貢チーク材を用ひ、側面はマホガニー材、腰板及び床は松材、及び内部には櫻の四ッ割板の用ひたるものである。屋根はコロンビア松にて作り帆布と白鉛にて上覆をなし、特殊の防水剤が塗布してある。單車臺を用ひ、ホキールベースは七呎六吋、スプリングベースは十三呎である。車輪直經二呎九吋半、車軸直經四吋八分の三である。電氣装置はディック・カー四十馬力のモーター二個を据付け、手働ブレーキも電氣ブレーキも優秀なるもの用ひた。

五 事務所及工場の新設

從來の諸設備を以つてしては、事業の發展を計るに不便を感じるに至つたので、一九二四年二月新廳舎を建設するに決定した。エツヂレーンの敷地は約十五エーカーに達し、その内七エーカー四分の三は事務室と工場とに當て、一エーカー四分の一は車庫に當ててある。此等諸計劃の實現に際しては、微細なる點も看過する事なく、あらゆる點に注意を拂つて最新式のものとするのであるから、完成の上は英國に於ける最大最善の電車工場となるであらう。中央は事務室への入口とし、兩側に電車の入口がある。

エツヂレーンに面して正面中央の建物が事務所であつて、一階は待合室、質問室、工場主任室、製圖及印刷室、食堂、時間掛室、及び各種設備を有する講義室等に分割してある。二階は六百人の席ある會食室あり、休養室料理室等がある。會食室には工場に直接に通ずる階段が二ヶ所に設けてある。事務室と工場との間には硝子屋根の通路があつて、その通路には遷車臺が備へてある。この遷車臺は電車を工場の各部に運ぶことが出来る様になつて居る。各部ではその電車を起重機を以て引上げたり、電車自らの動力で動かし適當の場所に持つて行ける様になつて居る。工場の入口近く電氣部を設け、その廣さは二千六百三十平方碼ある。こゝで電車の電氣設備はされるのである。

六 修繕部検査部及び取附部

電氣部の隣に修繕部があつて三電動機式の起重機が二臺ある。そして合計千七百六十六呎の長さの検査坑がある。取付部には完全なる電氣及びアセチレンの溶接器がある。修繕部に續いて取付部、工具倉庫がある。三個の起重機は、四ヶ所の作業部より取付部を通過する様に設備してある。建物の東側半分は洗面所、鶴型製作所、鑄造所、鍛工場、鐵材貯藏所、及職工長室等に充當され、西方の内側寄付はペンキ工場になつて居て、本室、防火裝置のしてあるニス貯藏所、圖線を塗る所、乗合自動車を塗る所等が設けてある。ペンキ工場の次は車體修繕工場となり、六本の抗道があつて全部の長さは一、〇四二呎ある。而して起重機一個は此處へも通する様になつて居る。又之に隣接して車體製作所があり、車臺修繕所及製作所及製材所等は職工長室より見える様になつて居る。

七 倉庫及び其他の設備

倉庫は敷地の南方にあつて、二千三百二十二平方ヤードの廣さあり、貨物出入れ口、控へ所、百呎の計算臺、及び各種部分品の爲めに特製されたる臺等がある。又其等各種の臺を置くべき所が別に五百平方ヤード程ある。その一隅に完全なる煉瓦壁を巡らしたる三階建の材木倉庫がある。その他乗合自動車修繕場及油槽、汽關室等がある。

八 特 別 車

普通車輛の外に特別の目的を以て數個の車輪がある。これはブライストリー氏の設計になる架線用自動車である。その車輪は普通車輪の他に軌條に適合したる車輪がある。此の如き裝置は、専用軌道上を走る必要より考案したるものである。四十五馬力の石油エンジンを用ひ、軌道上を一時間十一哩の速度にて走り得るもので、架線用自動車としては成功したるものである。

美しいと云ふ點に於ては、リヴァーブールの花電車は實に勝れたるものである。事業の宣傳及び激励の爲めに、此の花電車は、ランベス街の工場に於て作製されたるものであつて、その設計は極めて入念精巧且つ新奇なるものである。五千餘個の着色電球をつけ、自動式點燈裝置と精巧なる彩色光線の裝置をなし、十九種の造花裝飾が交互に現はれる様になつて居る。車體の兩側中央腰板には、市の名稱に緣故ある川と鳥とが色に依つて表はしてある。此の腰板は他の場合の必要に應じて取代へることが出來る。而して是等の裝飾も製作も總て皆電車工場に於てなされるのである。

九 財 政 狀 態

リヴァーブール市營電車の總投下資本は、二、八四〇、〇六七磅であるが、此の如き大經營の資本金と

してはむしろ小額である。然しその約六五%即ち一、八五五、〇〇〇磅は今までに普通收入より得て、車輛の改善、路盤及び架線の建設等に投資してあるのである。加之、資本金償却として一定額の積立は勿論毎年行はれて居る。斯の如く事業の財政状態は極めて良好である。左に示す事業成績表は、一九一〇年から一九二六年に至るものであつて、市營となつてより一、三七五、〇〇〇磅は地方税及國稅として拂ひ、電力使用料として二、一〇〇、〇〇〇磅を市營電力に支拂つて居る。

一〇 經 營 と 組 織

一八九六年にリヴァーブール電氣供給會社より買收して市營となして以來、市の電氣供給事業は非常なる發展をなした。先に軌道事業の電化が決定された時に、電燈及電車の兩者に對する電力供給は接續發電所よりなすべき事に一致して居た。爾後、舊發電所は漸次に廢止されて、リストードライヴの發電所に集中された。而して此の發電所は必要に應じ擴張するの余地が充分にとつてある。

	1926	1925	1924
投資本額	2,840,068	2,674,207	2,476,697
純收入	1,434,597	1,360,766	1,394,386
運轉費	1,154,183	1,144,062	1,063,324
總利益	280,414	216,704	331,062
利子及減債基金	102,268	97,592	90,635
純益	178,146	119,111	240,427
路盤車輛其他の改善費	—	—	203,193
剩餘金	178,146	119,111	37,234
内譯			
積立金、改善費、減價計算	128,146	119,111	37,234
諸税金	50,000	—	—
一車哩當總運轉費	15,930	16,354	16,222
一車哩當收入	19,123	18,899	20,668
一哩當收入	17,473	16,574	18,391
一人平均料金	1,344	1,350	1,565
營業哩數	158,73	158,78	139,60

▲は一九二三年三月に終る十五ヶ月間

△は一九二〇年及一九二一年の缺損

▲1923	1921	1920	1919	1918
2,375,802	2,178,955	2,155,913	2,129,706	2,068,395
1,941,613	1,558,907	1,457,549	1,207,229	989,505
1,575,176	1,506,047	1,386,522	1,029,444	716,479
366,437 △ 81,653 284,784	52,860	71,027	177,785	273,025
110,652	101,436	104,103	102,300	103,703
174,133 (決損)	48,576 (決損)	33,076	75,485	169,322
—	—	—	—	—
174,133	—	—	75,485	169,322
174,133	—	—	75,485	29,322
—	—	—	—	140,000
20,625	27,090	22,240	18,739	14,082
24,704	27,704	22,818	21,460	18,910
25,880	21,698	19,951	17,769	14,499
2,104	2,128	1,550	1,358	1,184
136,00	128,29	127,69	127,00	124,00

	1917	1916	1915
投資本額	2,068,430	2,068,435	2,068,453
總收入	845,645	766,577	726,078
運轉費	575,266	518,037	488,274
總利益	270,379	248,540	237,804
利子及減債基金	103,136	102,569	114,611
純 益	167,243	145,971	123,193
路盤車輛其他の改善費	—	—	—
剩餘金	167,243	145,971	123,193
内 謂			
積立金、改善費、減價計算	42,243	20,971	23,193
諸税金	125,000	125,000	100,000
一車哩當總運轉費	10.931	9.798	9.240
一車哩當收入	15.560	13.970	13.200
一哩當收入	12,472	—	—
一人平均料金	1.137	1.124	1.109
營業哩數	124,00	124,00	124,00

	1914	1913	1912	1911	1910
	2,062,391	2,024,707	2,015,193	1,995,994	1,986,531
	722,308	715,120	668,220	634,906	614,814
	473,678	451,667	425,017	410,563	405,562
	248,630	263,453	243,202	224,343	209,253
	113,809	109,290	109,344	109,611	110,986
	134,821	154,163	183,858	114,732	98,266
	—	—	—	—	—
	134,821	154,163	133,858	114,732	98,266
	34,821	54,163	66,929	76,488	65,511
	100,000	100,000	66,929	38,244	32,755
	8,323	8,064	8,102	7,947	7,955
	12,020	12,100	12,030	11,640	11,420
	—	—	—	—	—
	1,127	1,129	1,128	1,122	1,113
	122,00	119,00	119,00	116,00	116,00

電車事業の政策は電車電燈電力委員會に依つて行はれて居る。その委員は次の通りである。

市參事會員サーマックス・マスプラット

市參事會員ジョン・ゴードン

市會議員二十五名(氏名略)

ポートル市代表者市參事會員一名、市會議員三名(氏名略)

委員長は市會議員エフ・シー・ウイルソン氏であり、代理委員長として市參事會員エフ・スマス氏があげてある。

兩氏は共に該事業に關係深く、事業をして財政上強固ならしめ、市民の便宜と幸福に貢献する所が多かつたのである。市會議員ウイルソン氏は事業に對し熱誠なる貢献をなしたものであつて、殊に諸建造物を戰前の狀態に復舊せしめるに際し、又路線の延長殊に専用軌道の延長に於て非常なる努力をなしたのである。此の二事業に就いては、數年前まで市技師として多年路盤の監督をなしたるジョン・ブローデー氏に負ふ所も多かつた。氏の辭任は新マーシーとんねる建設に當り技師として任命されたるが爲めであると云はれて居る。市參事會員フレッド・スマス氏は、委員會設置以來委員長又は代理委員の役を勤めたる人であつて、事業に對し常に能率と經濟に立脚したる積極政策の熱心なる主唱者であつた。氏のリヴァーブールに対する貢献は屢々世に知られて居る。氏は又、市會に於けるのみ

ならず毎年の市營電車會議に於ても辛辣なる批判家として有名である。ビー・プライストリー氏の經營振りは、今までも屢々非常なる成功を收めて居るが、常にリヴァーブールの特徴たる從事員との良好なる關係の繼續、事業の技術的方面の進歩等に於て有名である。此の點は目下工事中の新工場の設計に於て特に勝れて居る。(高橋)

新柏林交通法

(Verkehrstechnik, Aug. 27, 1926 所載)

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ諸車トハ軌條ヲ用ヒサル人力動物力又ハ機械力ニ依テ動カサル、車ヲ稱シ凡ソ車道ヲ通行スル以上病人用椅子車及乳母車ノ類ト雖之ヲ含ム

車道トハ諸車ノ通行スル部分ヲ稱ス

歩道トハ步行者ノ通行スル部分ヲ稱ス

交通塔ハ之ヲ大道又ハ廣場ニ立テ其信號燈ニ依テ交通ヲ整理ス

信號裝置ハ燈及其他棒角柱ノ如キ交通整理ニ適シタルモノヲ以テシ之ヲ大道又ハ廣場ニ吊シ又ハ立ツ

步行者保護ノタメ車道上ニ安全線ヲ設ケ其白線ノ幅員ヲ十「センチメートル」トス

諸車ノ停車場所ヲ一定スルタメ車道上ニ停車線ヲ設ケ其白線ノ幅員ヲ二十「センチメートル」トス

歩行者ノ車道横斷ノタメ車道上ニ安全通路ヲ設ケ之ヲ線又ハ信號燈ニ依テ示ス

安全地帶ハ之ヲ車道上ニ安全線ヲ以テ示ス

本法ハ最モ交通頻繁ナル街路ヲ以テ一等街路トス

本法ハ前項街路ニ比シ比較的頻繁ナラサル街路ヲ以テ二等街路トス

一方向街路トハ諸車ノ通行カ一方向ノミニ限ラレタル街路ヲ稱ス

停車場トハ停車線ヲ以テ示サレタル諸車ノ待合及停止ノ場所ヲ稱ス

第二條 諸車及步行者ハ交通塔及信號裝置ニヨル信號ヲ嚴守ス可シ

第三條 赤燈ハ「停止」ヲ示ス此場合諸車ハ停止シ步行者ハ横斷スルモノトス横斷ハ最短距離タル可シ

第四條 黃燈ハ「注意—停止」ヲ示ス

右黃燈ノ場合ハ諸車ハ安全通路ノ前方ニ停車ス可シ既ニ十字路ニアル諸車並步行者ハ速カニ立去ル可シ

黃燈中停止ノ諸車ハ速カニ通行ス可キ準備ヲナス可シ

第五條 緑燈ハ「通行」ヲ示シ諸車ハ通行スルモノトス諸車ハ步行者ノ安全通路ニ侵入ス可カラス停止ヲ命セラレタル側ノ街路ニ右折セントスル諸車ハ除行ヲ以テ安全通路ヲ横断ス可シ同左折セント

スル諸車ハ再ヒ黄燈ノ信號ヲ以テナシソレマテ十字路ニ待合フ可シ

第六條 黄輝燈ハ「注意—除行」ヲ示ス

第七條 第三條乃至第五條ノ規定ハ信號更ノ手信號又ハ機械裝置ノ信號ニ依テ交通ヲ整理スル場所ニ適用ス

水平ニ舉ケタル手ハ前方又ハ後方ヨリ走ル諸車ニ對シ停車ヲ命スルモノトス

垂直ニ舉ケタル手ハ「注意—停止」ヲ示ス

方向合圖ハ「通行」ヲ示ス

第一章 諸車交通

第八條 凡テ諸車ハ右側通行トス

一方向街路ニ於テハ諸車ハ右規定ニ依ラス車道ノ全部ヲ使用シ得

雜沓街路ニ於ケル除行車ハ可成車道ノ右端ヲ通行ス可シ

第九條 右折セントスル諸車ハ車道ノ右端ヲ通行シソノ右折ハ常ニ除行タル可シ
左折セントスル諸車ハ十字街路ノ中心點ヨリ右ニ一先停車スルモノトス

第十條 引返運轉ハ指定シタル引返場所ニ於テノミ之ヲ許ス

第十一條 凡テ街路ニ於ケル發車及停車ハ前述ノ方向規定ヲ適用ス

第十二條 凡テ街路ニ於ケル停車ハ電車及乗合自動車停留場ノ前後各五「メートル」ノ距離以内ニ於テナス可カラス

停留場ニ於テ停車中ノ電車ヲ追越ス場合ハ除行シ少クトモ電車ヨリ一「メートル」ノ距離ヲ保ツ可シ此距離ヲ保ツ能ハサルトキハ追越ハ之ヲ許サス

第十三條 交通法規ノ適用ナキ十字街路ニ於テハ除行小車ノ通行ハ之ヲ交互ニ行ス必要ナキモノトス

第十四條 一等道路ニ於ケル諸車ノ方向轉換ハ之ヲ認メス

二等道路ニ於テハ唯左右ノ方向轉換ノミ之ヲ認ム

第十五條 荷車及手車ハ横斷ノ外一等道路ヲ通行ス可カラス

第十六條 一等街路ニ於テハ乗用車ハ午後三時ヨリ七時マテ乗降ニ要スル時間以上ニ停車ス可カラス
荷車及手車ハ右街路ニ於テ午後三時ヨリ七時マテ卸荷及積荷ヲ禁ス

第十七條 一方向ノ一等街路及二等街路ニ於ケル諸車ハ除行ス可シ

第十八條 諸車ノ停止ハ示サレタル停車線ニヨル可シ停車線カ街路ニ平行セル場合ハ平行シテ停車ス可シ

第十九條 貨物自動車ノ停車場ニ於テハ他ノ諸車ノ停車ヲ認メス

第三章 歩行者交通

第二十條 歩行者ハ車道ヲ避ケ人道ヲ通行ス可シ

第二十一條 歩行者ノ車道横断ハ安全線又ハ信號燈ノ示ス安通通路ニ依ル可シ
信號ニ依ル街路又ハ廣場ノ車道横断ハ諸車ノ停止セル場合ニ限ル

第二十二條 一等街路及二等街路ニ於ケル「ローラー」ノ類ヲ以テスル滑走ハ之ヲ禁ス

第四章 附則及罰則

第二十三條 本法ハ左ノ諸車ニ適用セス

一 消防軍隊及警察ノ諸車

二 郵便病者及街路清掃用ノ諸車ハ第十六條及第十七條ノ適用ヲ受ケス

第二十四條 本法ノ違反者ニハ百五十「マルク」マテノ罰金ヲ科シソノ支拂不能者ニハ十四日マテノ
拘留ニ處ス但ヘノ法律ニ依テ尙重キ罰則ヲ受クルトキハソレニ依ル

第二十五條 本法ハ官報ヲ以テ公布シタル日ヨリ柏林警察ノ管轄区内ニ施行スルモノトス
同時ニ左ノ法規ヲ廢止ス

- 一 伯林街路交通取締ニ關スル一九二五年一月六日公布ノ警察法
- 二 歩行者取締ニ關スル一九二五年六月六日公布ノ警察法
- 三 一九二五年八月二十五日公布（一九二六年一月六日改正）ノ警察法
並右ニ附隨シタル舊警察法

（附言、右交通法は本年五月三十日から施行、中瀬）

ロンドン府営電車の改善

ロンドンの運輸事業は互に激烈なる競争を續けて居るが最近六ヶ年間に於ける路面電車と乗合自動車との競争は益々増大して來た。即ち一九二〇年度に於て、府営電車と競争をなすバスの車臺數は六百十二臺で、その平均座席は三十四席であつたが四年後には千百六十六臺となり、又一九二五年一月には千三百十八臺に増加し、その平均座席も五十となつた。且つ一九二四年のロンドン交通法に基く施設に依つて、その地位も強固になつたのである。斯の如き事情にあつたので、當局は意を決して、路面電車の速度並に娛樂等の點に於ても最善のものとするためあらゆる手段を講じたのでその改善を見るに至つたのである。

運轉速度の改善

ロンドン府営電車の記録に依れば、一九二二より一九二三年に至る二ヶ年間の平均速度は毎時九哩二九であつたが、一九二四から一九二五年に至る間に於ける平均速度は毎時九哩五一に増加した。府営線は人口稠密なる地區にして交通繁忙なる方面にあるのだから、此の速度の増加は特に注目すべきである。

此の改善には、二つの原因が與つて力ある。即ち第一、附隨車運轉の廢止、第二強力のモーターを取付けた事に基くのである。

一九二二年には、ヴィクトリア堤防よりノーベリーに至る路線、ヴィクトリア堤防よりマートンに至る路線、及び倫敦橋よりグリーンウヰッチに至る路線等北都の重要な路線は附隨車の運轉をなし居た。當時附隨車の數は百五十臺に達して居つた。當時にあつては、附隨車の運轉は經營上好都合のものとされて居たが、最近にありては、その路線上の諸車の進行を妨げ速度の低下を來して運轉上著しく不便を感ずるに至つた。のみならず雨天の時は電車の二階は充分に利用する事が出來なかつた。是等の理由で、附隨車の運轉は繼續すべきや否やを慎重に研究調査をなす事になつた。その目的で、マートンよりストリータムに至る線に於て、附隨車を有せるものと、之を有せざるものとの比較を取るため試験的運轉が行はれた。

此の試験の結果、單獨運轉は附隨運轉に比し非常に有利なる點が發見せられた。即ち走行時間を短縮するし終點に於ける車臺の方向變換に要する時間を節約するし且つ收入の點にも増加を見る等の利益があつた。マートン線にありては、一周平均走行時間九十六分の内六分を短縮し得るに至り、即ち速度に於て毎時〇哩七分の増加を生ずるに至つたのである。ノーベリー線にあつては、一周平均時間九十九分半の内、朝は四分を、夕方は六分を短縮する事が出來た、即速度を毎時〇哩五分増加する事

が出来たのである。これらの試験の結果に依つて、全線にわたり、附隨車の運轉を廢止し、附隨車を有せざるもののみの運轉をなす時は、經濟上にも一層有利である事が解つたのである。

平均速度を高くする見込ある一定路線には、舊式車體を廢止して、最新式の車體を用ふる時は、運輸状態も良好となり、經濟上にも、かなりの進歩を實現する事が出来るものであると云ふ事は、一九二三年三月、倫敦府營電車理事者の間に決定された。そこで市の購入せる最新型の車體に強力のモーターを据付け相當期間その運轉をつゝけて、各方面をして之が大いに有利なる事を認めしむるに至つた。此の新式モーター使用の結果として、運轉費を相當節減する事を得ると同時に、速度をも増加し得たのである。

此の方針に基いて先づ、一九〇七年から一九一一年の間に製作した舊式車輛二百臺について、從前の四十二馬力のモーターに代ゆるに新式の六十馬力のモーターを以てした。而してその四十二馬力のモーターは、もつと舊式の三十馬力及び三十五馬力のものと取り換へた。一九二四年二月には第二回のモーター取換を決定して、殘餘の内の二百臺に六十馬力のモーターを据付けた。斯くて合計八百臺の車輛に新式モーターを据付けるために要した費用は約三十萬弗であつた。この改造の結果が速度に及ぼした影響は次に記す所の表に示す通りである。

世界大戰中及びその直後は、車輛及び線路の普通運轉能力を維持する事が不可能であつたから、一九二〇より一九二一年に至る年度以前の數字は削除した。

一九二二年までには戦前の状態に復歸する事が出來たので、車輛の改造に先立ち何等かの方法を以つて速度を增加する必要があつた。そこで附隨車運轉を廢止し、強力なるモーターを取付けて、此の目的を達したのである。即ち次の表にある如く、速度に於て毎時〇哩二分五厘の増加を生じ、一日一車運轉哩數五哩五分を増加する事が出來た。

二臺の附隨車が一臺の電車に相當するとして計算すれば、一九二四年より一九二五年に至る年度の平均使用車輛數は、一九二二年より一九二三年に至る年度のそれと比較して、僅かに十臺を増して居るに過ぎないが、その總運轉哩數に於ては實に四百五十萬哩を増加して居る。運轉哩數の増加は六萬三千五百哩より六萬八千哩であつて、即ち七%以上の増加をなして居る。此の運轉哩數の増加を、全然車輛の増加のみに依つて實現せんとせば、百臺以上の車輛が必要である。即ち以上の如くして速度を増加した事は、九十臺の新車輛を運轉したのと同等の效果があり、而も必要な修繕工事を施したるのみであつて、百臺の新車輛を一日十四時間運轉するに要する全費用は節約されて居る次第である。

車體改造の效果を次の表に示す。

年 度	每 平 均 時 速	電 動 車	平 均 使 用 車 辆 數	一 車 一 日 運 転 車	總 運 転 車	總 運 転 車
一九二〇—二一	九〇二	一二七	一一六	一〇〇	五七五	百萬
一九二一—二二	九一三	一三三五	一一二	一一〇	五九五	
一九二二—二三	九二九	一四三一	七六	一三一五	六三五	
一九二三—二四	九四九	一四五五	一七	一三四五	六四〇	
一九二四—二五	九五一	一四六九	一	一二六五	六八〇	

△ 十日間のストライキありたり。

車内設備の改善

斯くの如く車體の改善に依つて、速度を乗合自動車と同等若くはそれ以上に増加し得たる以後は、車内設備の改善を施して乗客の快感を増さん事に努めた。即ち設計に幾多の改善を加へた試験車を建造した。それは、中央兩側に前向座席を五つ宛設け、前後の兩側には横向の座席を設け、床は低床となしたものである。又床にはコルクを敷詰め、車内電燈も六個より十個に増加した。空氣ベルも來客に都合よく配置され、吊革も新席に適合する様置換えた。外側は朱塗となして、他の乗物の色との對象を著しくした。此の最初の試験は極めて好結果を得たので八月にはロンドン市會はこれと同等の

設計に基く新車輛百臺を建造することを決議した。

英國に於ける多くの電車事業は皆乗合自動車との競争問題に面接し又同様な手段を以つて是に供へんとして居る此の問題は遂に九月八日から十日に至る市營電車協會の會議に於て議せられるに至つて居る。(E. R. T. J. Oct. 2, 1926)

ベルリンの乗合自動車

ベルリン乗合自動車會社 (Allgemeine Berliner Omnibus, Ltd.) の一九二五年に於ける營業報告によれば、郊外線は尙缺損を告げて居る、現在營業線は市内線十二、郊外線六であるが、乗客數は、一九二四年の四八、〇五八、一五三から一九二五年には、七七、一六三、五五一に増加した、バスキロメートルは八、四七五、二六四(一九二四年)から一三、八五九、三〇一(一九二五年)に増加した、(車哩五、二五四、六六四から八五九二、七六七)車哩當り乗客數九・二及び八・九である。

運輸收入は一四、九八〇、六二五マルクで營業支出は一一、五〇五、一二一マルクである。總收入は、一四、九九三、一二二マルクであるが、支出の内訳を示すと、建設費、六三六、八九三マルク、運輸費、一、四五一、〇一七マルク機械費二七三、四三七マルク、財產目錄七四、〇一〇マルクである、純收入一〇五二、六四四マルクの中差引かれた、一一九、八八三マルクは優先株主に六%(七一、〇〇マルク)一

○%(七一〇、〇〇〇 マルク)は普通株主に配當された、License fees は僅かに四三一、一〇〇 マルクである、残金九七五六〇 マルクは一九二六年の剩餘金に繰込まれた。(E. R. J. Sep. 4, 1926)

桑港市營電車營業狀態

一九二四年度(一九二四年七月一日—一九二五年六月三十日)

一九二五年度(一九二五年七月一日—一九二六年六月三十日)

一九二四年一二五年	一九二五年一二六年	增 (△)	減 (△)
三、二八一、四九八	三、四一三、八五七	一三二、三五九	一、二六、八〇三
三、二六八、三八三	三、三九五、一八六	一、二五、二六〇	五、五五六
一、三一、一一五	一、八、六七一	一、一五、五三〇	六、四一七
二、六九四、五〇二	二、八一九、七六二	一、一五、六〇四	一、一五、〇七四
一、一五、〇七四	一、三六、六〇四	一、〇四、〇四六	一、九七、六一九
一、九七、六一九	四、八八、八一二	一、六九四、九六〇	四、六四、九九〇
四、六四、九九〇	一、六九四、九六〇	四、一、三二四	一、六〇〇、四九九
一、六〇〇、四九九	△	△	四、五、六五六

一四九、四一七	一五二、〇〇六	二、五八九
一、二一、二四七	一、〇一、〇一〇	一、九、二三七
五八六、九九六	五九四、〇九五	七、〇九九
二六六、〇六二	一、一六五、〇一二	一、〇五〇
二六六、〇六二	一、一六六、〇四〇	五、六五九
三九四、〇六四	四、六〇九	四、六〇九
三一〇、九三四	三九五、五二八	一、四六四
七三、一三〇	三二九、〇八三	八、一四九
四四、五九四	六六、四四五	六、六八五
二八、五三五	二二、七二七	八、七七
一八六、六七八	一七七、一三三	五、八〇八
二〇七、三八六	二一八、三九五	九、五四五
六、三八六	一九七、〇〇〇	一、一〇〇九
三一一、五四八	二一、三九五	四、〇〇〇
三〇三、五一五	一、六四七	一、五、〇〇九
△	△	一、三、三一六
△	△	一、六四七

14.5
77

終